

# 第2編

---

## 具体的な施策の展開

パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

## 第1章

### **(基本目標1) 自分に合った生活場所と介護サービスの充実**

<b>基本施策 1-1 介護サービス等の提供体制の整備</b>	
① 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備推進	P.46
② 地域密着型サービスの整備推進	P.47
<b>基本施策 1-2 高齢者の住まいの確保</b>	
① 高齢者の多様な住まいの確保	P.49
<b>基本施策 1-3 介護サービスの質の確保</b>	
① 介護サービス事業者への指導の実施	P.51
② 介護相談員の派遣	P.52
<b>基本施策 1-4 介護給付の適正化計画</b>	
① 介護認定の適正化	P.53
② ケアプランの点検	P.53
③ 住宅改修等の点検	P.54
④ 縦覧点検・医療情報との突合	P.54
⑤ 介護給付費通知	P.55

**パブリックコメント用**

第2編 具体的な施策の展開

第1章 (基本目標1) 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

### 基本施策1-1 介護サービス等の提供体制の整備

介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、市内の介護サービス等の提供体制を整備します。

在宅生活が困難になった高齢者のための特別養護老人ホームの整備と、できる限り在宅生活や地域での生活を続けられるための地域密着型サービスの整備を推進します。

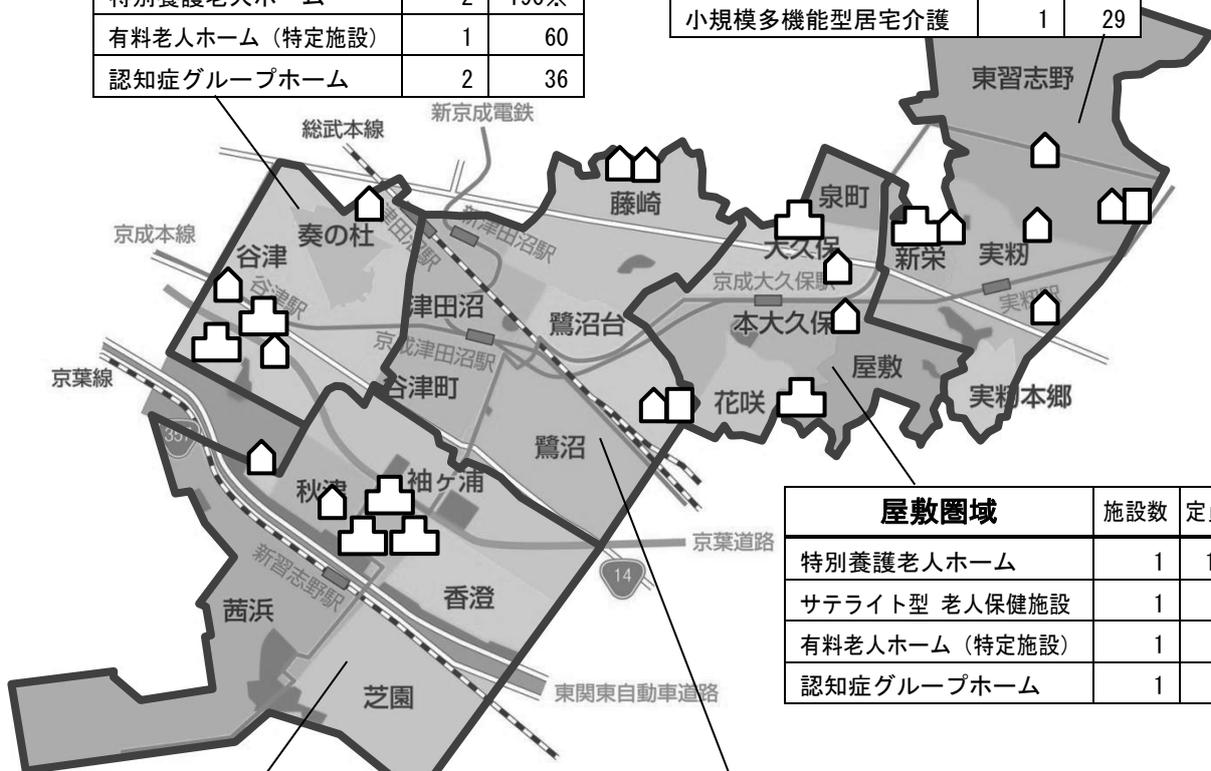
また、このことにより、適切なサービスが利用できず介護者の負担が重くなることでやむを得ず離職に至る、いわゆる「介護離職」の防止を図ります。

#### 施設サービス、居住系サービス等の整備状況（平成29年度末時点）

- …施設サービス
- …居住系サービス
- …小規模多機能型居宅介護

谷津圏域	施設数	定員数
特別養護老人ホーム	2	190※
有料老人ホーム（特定施設）	1	60
認知症グループホーム	2	36

東習志野圏域	施設数	定員数
特別養護老人ホーム	1	80
有料老人ホーム（特定施設）	2	160
認知症グループホーム	3	44
小規模多機能型居宅介護	1	29



屋敷圏域	施設数	定員数
特別養護老人ホーム	1	150
サテライト型 老人保健施設	1	29
有料老人ホーム（特定施設）	1	51
認知症グループホーム	1	9

秋津圏域	施設数	定員数
特別養護老人ホーム	2	200
老人保健施設	1	200
認知症グループホーム	2	18

津田沼・鷺沼圏域	施設数	定員数
有料老人ホーム（特定施設）	1	48
認知症グループホーム	2	36
小規模多機能型居宅介護	1	29

※平成30年4月開設予定(100床)を含む

## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第1章 (基本目標1) 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

### ①特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備推進

#### 現状

習志野市内には 620 床分の特別養護老人ホームが整備されています。（平成 30 年 4 月開設予定を含む。地域密着型特別養護老人ホームを含む。）

平成 29 年 7 月時点では 280 人の入所希望者（待機者）がおり、入所希望に対してすぐに応えることはできない状況です。

#### 市内特別養護老人ホームの整備状況（平成 29 年度末時点）

日常生活圏域	床数	(内)ユニット型 (内)従来型多床室	
谷津	190 ※1	100	90
秋津	200 ※2	20	180
津田沼・鷺沼	0	0	0
屋敷	150	150	0
東習志野	80	30	50
合計	620	300	320

※1 平成 30 年 4 月開設予定（100 床）を含む

※2 地域密着型特別養護老人ホーム（20 床）を含む

#### 今後の取り組みと目標

自宅での生活が困難になった高齢者が、引き続き住み慣れた地域で安心して生活できるよう、新たに特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備を進めます。

本市は都心に近く地価が高いことや、市域が狭く大規模な整備に適した用地が少ないことから、整備用地の確保が困難であるため、国有地を活用した整備を推進します。

第 7 期計画では、整備用地の確保と、公募による運営法人の選定を行ったのち、平成 32 年度より 1 施設（100 床予定）を着工し、平成 33 年度に開設することを計画しています。

#### 第 7 期計画における整備スケジュール見込み

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度 (第 8 期計画)
整備用地の確保			
	事業者の決定		
		建設・開設準備	開設

**②地域密着型サービスの整備推進****●認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護）の整備推進****現状**

現在、市内に合計 143 人分が整備されている状況であり、多くの事業所で満員に近い状態になっています。

認知症により日常生活に支障のある人に利用されており、利用者のうち日常生活自立度（P.22 参照）がⅡ以上の方が 33.0%、Ⅲの方が 48.6%を占めています。

**認知症グループホームの整備状況（平成 29 年度末時点）**

日常生活圏域	事業所数	定員数(人)
谷 津	2	36
秋 津	2	18
津田沼・鷺沼	2	36
屋 敷	1	9
東 習 志 野	3	44
合 計	10	143

**今後の取り組みと目標**

認知症により従来の住まいでの暮らしが困難になった高齢者が、引き続き住み慣れた地域において家庭的な環境の中で生活を続けられるよう、認知症グループホームの整備を進めます。

1 事業所につき定員が 18 人以下と定められており、比較的小規模な事業所となることから、民有地での整備が可能と考えられるため、民間事業者からの提案により 2 事業所（定員合計 36 人）の新規整備を予定しています。

**●小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の整備推進****現状**

第 6 期計画では小規模多機能型居宅介護事業所が 2 事業所整備され、合計 58 人（宿泊定員：16 人）を受け入れる体制を整えました。

## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第1章 (基本目標1) 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

### 小規模多機能型居宅介護の整備状況（平成29年度末時点）

事業種別	日常生活圏域	定員数（ ）内は宿泊定員数
小規模多機能型居宅介護	津田沼・鷺沼	29 (7)
	東習志野	29 (9)
看護小規模多機能型居宅介護	—	0 (0)

### 今後の取り組みと目標

高齢者が自宅において、能力に応じて自立した生活を送ることができるよう、通い／宿泊／訪問によるサービスを受けられる小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の整備を推進します。

第7期計画では、民間事業者からの提案により2事業所（登録定員合計58人）の新規整備を予定しています。

## ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備推進

### 現状

第6期計画では、1事業所が整備されましたが、現在は廃止となっており、整備されていない状況です。

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備状況（平成29年度末時点）

事業種別	事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0

### 今後の取り組みと目標

要介護状態や看護ニーズにより在宅生活に不安を抱える高齢者が、在宅生活を諦めることなく暮らし続けられるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を推進します。

このサービスは人員体制の確保やサービスの認知度の低さといった課題から、現状では運営が比較的困難なサービスであるため、他のサービス事業所との併設（業務の一部が兼務可能となる）など、安定した運営が可能な方法を検討します。

第7期計画では、民間事業者からの提案により、1事業所の整備を予定しています。

## 基本施策1-2 高齢者の住まいの確保

高齢者単身世帯や高齢者の夫婦のみの世帯の増加、介護が必要な高齢者の増加が見込まれる中、身体や生活の状況に応じた高齢者向けの住まいの確保が必要とされています。

そのため「サービス付き高齢者向け住宅」など、高齢者向けの住宅の適切な供給を確保します。

## ①高齢者の多様な住まいの確保

## 現状

高齢者向けの住まいとして、習志野市ではサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム、シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅（平成23年度に認定制度は廃止）等があり、個々の状況に応じて入居・入所することができますようになっています。

いずれも生活相談や食事の提供など生活上必要な援助のほか、一部の住まいでは介護サービスをあわせて提供することもあります。（介護保険法における特定施設入居者生活介護）

平成23年度に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）の改正により創設されたサービス付き高齢者向け住宅は、整備を促進するため、新築の翌年度より5年間、固定資産税の3分の2の額を減免する制度を適用しており、平成30年3月現在、平成31年3月31日新築分までが対象となっています。

高齢者向け住まいの整備状況 (平成29年度末時点)

住宅の種類	定員数・戸数
サービス付き高齢者向け住宅	116戸
軽費老人ホーム（ケアハウス）	130人
養護老人ホーム	50人
有料老人ホーム	404人
シルバーハウジング	50戸
高齢者向け優良賃貸住宅 ※1	106戸
合計 ※2	856人

※1 UR賃貸住宅において整備された住宅を含む。

※2 サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅は戸数1戸を1人とみなして計算する。

## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第1章 (基本目標1) 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

## 今後の取り組み

千葉県の策定する「千葉県高齢者居住安定確保計画（改定版）」（平成24年度～32年度）では、高齢者向け住宅等の目標量として、65歳以上人口に対して3%以上（平成32年）を供給することと定めています。

本市ではこの考え方に基づき、合計1,202人分の高齢者向け住宅等を確保することを見込み、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム整備の際に適切に関与していきます。

### 高齢者向け住まいの見込み量 (平成32年度末)

65歳以上人口の推計	見込み量※ (65歳以上人口の3%)
40,066人	1,202人

※サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅は戸数1戸を1人とみなして計算する。

## 基本施策1-3 介護サービスの質の確保

介護サービス事業者への指導により、健全な事業運営の確保を図り、保険給付の適正化を図ります。

介護サービス提供の場に相談員を派遣し、介護サービスの利用者や家族の相談、不満や要望等を聴き、介護相談員が気づいたことを事業者へ伝え、サービスの改善や向上を図ります。

### ① 介護サービス事業者への指導の実施

#### 現状

介護給付等対象サービスの質の確保と、保険給付の適正化を図ることを目的に、指定する地域密着型サービス事業所などの内、市内に所在する指定事業者に対する実地指導を、指定の有効期間（6年間）内に1回以上行うこととなっております。

これまで対象指定事業所に対し、概ね3年に1回の頻度で直接訪問により実地指導を実施し、運営基準、人員基準、報酬内容等について確認しております。

加えて、介護保険法改正の際などに、随時指定場所に召集して行う集団指導を実施しています。

また、必要に応じ、本市所在の県指定事業所や他市所在の本市指定事業所についても、県や他市町村と協力し、指導や監査を実施しております。

法改正に伴い、平成28年度より地域密着型通所介護事業所が、平成30年度より居宅介護支援事業所が、市の指定するサービス事業所となり、指定事業所数が増加したことで、指導等にかかる業務量が増加しています。

また、居宅介護支援事業所に対しては、ケアプランの点検等、より専門的な指導体制が必要となっております。

#### 今後の取り組み

第7期計画においては、これまでの実地指導の結果等を参考に、実地指導の頻度の見直しを行い、定期的に実地指導を実施します。

## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第1章 (基本目標1) 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

### 実地指導・集団指導の実施状況と見込み

(各年度末時点)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度※	平成30年度※
指導対象事業所数 (指定事業所数)	19	56	53	87
実地指導実施事業所数	6	15	15	30
集団指導実施事業所数	—	26	—	34

※平成29、30年度は平成29年9月末時点の見込み

## ②介護相談員の派遣

### 現状

市内に所在する施設系・居住系サービス（介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護など）及び通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーションなど）を提供する事業所に対し、市の委嘱する介護相談員を派遣しています。

介護相談員は、事業所と市との橋渡し役となって、利用者などの疑問や不満、不安などの相談を受けるとともに、介護相談員が気づいた点をサービス提供事業者に伝えることにより、サービスの質の向上を図っています。

また、サービス提供事業者、介護相談員及び保険者の三者の意見交換を重ねて、サービスの質の改善につなげています。

現在、介護相談員2人を1組として訪問していますが、派遣対象事業所数が増加していることから、1事業所につき2か月から3か月に1回の訪問頻度となっています。

なお、介護相談員の受入れについては、事業所の任意となっているため、すべての対象事業所への派遣はできていません。

### 介護相談員の派遣状況

(各年度末時点)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度※
受け入れ事業所数	61	60	65	68
介護相談員人数	12	14	14	14

※平成29年度は平成29年11月末時点の見込み

### 今後の取り組み

第7期計画においては、対象事業所すべてに派遣ができるよう、介護相談員の派遣について事業者及び利用者に周知を図ってまいります。

## 基本施策1-4 介護給付の適正化計画

介護給付の適切なサービスの確保と費用の効率化を図るため介護給付費適正化事業として、介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知の5事業を実施します。

十分な職員体制を整えるとともに、専門的な知識を習得する機会を増やしてまいります。

## ① 介護認定の適正化

## 現状と今後の取り組み

認定調査の内容及び結果について点検を実施しており、認定審査会における一次判定から二次判定の変更率などを分析し、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

認定申請者数の増加に伴い、認定調査件数、認定審査件数も増加となっております。要介護認定における適正化のデータ件数の増加に対応し分析していきます。

要介護認定調査の項目別選択状況について、国の要介護認定適正化事業の分析データ等を活用し、分析を行い、要介護認定調査の標準化を図ります。

## 介護保険認定申請受付件数 (各年度末現在)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度※
受付件数(件)	5,354	5,622	5,934	6,397

※平成29年度は平成29年10月末時点の見込み

## ② ケアプランの点検

## 今後の取り組みと目標

指定事業所に対し定期的に実地指導を行い、ケアプランの点検を行っていきます。

居宅介護支援事業所については、平成30年度より、指定権限が都道府県から市町村へ移譲されることに伴い、実地指導対象事業所数の増加及びケアプラン点検の件数の増加が見込まれます。

介護給付費の実績から介護給付適正化を推進するため、審査支払業務を委託している国保連合会より介護給付費点検情報(医療情報と介護給付費の明細書

## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第1章 (基本目標1) 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

の突合、介護給付費適正化システム及びケアプラン分析の情報等)の提供を受け、個別に点検を行っていきます。

居宅介護支援事業所等に対し実地指導を行い、また、集団指導の中で主任介護支援専門員等による介護計画作成能力の向上を目的とした研修会等を実施し、サービスの質の向上と給付の適正化を図ります。

### 第7期計画における目標

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実地指導実施事業所数	10	10	10
ケアプラン点検件数(件)	100	100	100

### ③ 住宅改修等の点検

#### 現状と今後の取り組み

住宅改修費の給付については、給付対象であるかどうか、改修内容が適正であるか等、改修前及び改修後の審査を行っています。

住宅改修費申請の審査については、事前申請により改修可否の判定をし、工事終了後の事後申請の書類審査を経て保険給付することとしております。

住宅改修費の給付については、必ず改修事前の申請を受け、詳細な工事の内訳書や写真等の添付をすることとし、工事内容が適正な改修であるかの点検を行います。改修事後も、写真等の添付をすることで、改修の確認をいたします。また、必要に応じ現地の確認を実施していきます。

### ④ 縦覧点検・医療情報との突合

#### 今後の取り組み

国保連合会の適正化システムより提供される給付費点検情報を活用し、提供されたサービスの整合性や算定回数・算定日・入院情報などを突合し、医療と介護の重複請求の確認を行い、請求誤り等を早期に発見し、過誤申請等に繋げるよう努めていきます。

介護給付費の実績から介護給付適正化を推進するため、審査支払業務を委託している国保連合会より介護給付費点検情報(医療情報と介護給付費の明細書の突合、介護給付費適正化システム及びケアプラン分析の情報等)の提供を受け、個別に点検を行っていきます。

## ⑤ 介護給付費通知の実施

## 現状

介護保険事業の適正な運営を図るため、介護保険サービスを利用した人に対し、3 か月ごとに給付費通知を送付し、サービスの利用状況、費用の支払い状況を提供し、介護保険給付費の適正な執行を図っています。

介護給付費通知については、発送後、内容についての問い合わせが多数あることから、一定の効果は得られていると捉えていますが、サービス利用者数の増加に伴い給付費通知件数が増加しています。

給付費通知報告書 通知件数 (各年度末現在)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
通知件数 (件)	17,438	18,389	19,233

## 今後の取り組みと目標

介護サービス利用者に対し、定期的に給付費通知を送付し、サービスの利用状況、費用の支払い状況を提供し、介護保険給付費の適正な執行を図っていきます。

第7期計画における目標

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
通知件数 (件)	21,200	24,404	25,044

**パブリックコメント用**

第2編 具体的な施策の展開

第1章 (基本目標1) 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

## 第2章

**(基本目標2) 安定した日常生活のサポート**

<b>基本施策2-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営</b>	
① 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営	P.60
<b>基本施策2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）</b>	
① 多様なサービスの担い手創出	P.64
② 訪問型サービス（第1号訪問事業）	P.65
③ 通所型サービス（第1号通所事業）	P.66
④ その他の生活支援サービス	P.66
⑤ 介護予防ケアマネジメント	P.67
<b>基本施策2-3 医療と介護の連携体制の構築</b>	
① 在宅医療・介護連携推進事業	P.68
<b>基本施策2-4 認知症施策の推進</b>	
① 認知症初期集中支援チームの設置	P.72
② 認知症地域支援の推進	P.74
③ 認知症高齢者介護相談	P.75
④ 認知症の人が暮らしやすいまちづくり	P.75
<b>基本施策2-5 高齢者の見守り</b>	
① 緊急通報装置等による見守り	P.78
② 位置情報探索機による見守り	P.78
③ 地域住民や地域で活動する事業者による見守り	P.79
④ 災害時における避難支援	P.79
⑤ 行方不明となった高齢者への対応	P.79
<b>基本施策2-6 高齢者の権利擁護</b>	
① 高齢者の権利擁護	P.80
② 消費者被害の防止	P.80
③ 成年後見制度の利用支援	P.81
④ 福祉サービスの利用援助	P.84
<b>基本施策2-7 高齢者が利用できる福祉サービス</b>	
① 日常生活を支援するための事業	P.85
② 高齢者への助成制度	P.87

**パブリックコメント用**

第2編 具体的な施策の展開

第2章 (基本目標2) 安定した日常生活のサポート

## 基本施策2-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域の総合的な相談・支援の窓口として運営されています。

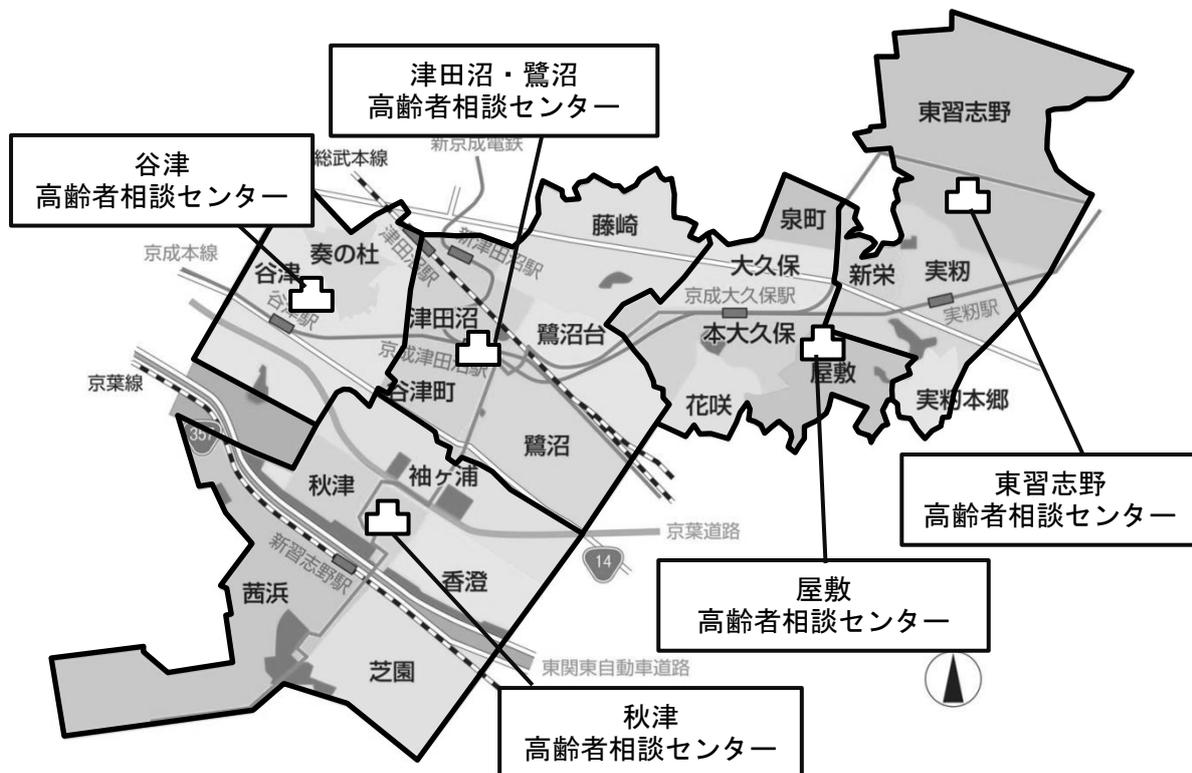
習志野市では、地域包括支援センターについて、気軽に相談できる場となるよう、平成27年8月から「高齢者相談センター」と親しみやすい呼称としています。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が連携し、どのような支援が必要かを把握した上で、適切な保健・医療・福祉サービスや地域の支え合い活動等のあらゆる社会資源による支援につなげ、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行います。

また、地域の保健・医療・福祉等の関係者と地域住民との関係機関の連携を高め、ネットワークの構築を進めます。

## 高齢者相談センターの配置状況

習志野市では、各地域の身近な相談窓口として、日常生活圏域ごとに1か所ずつ高齢者相談センター（地域包括支援センター）を設置しています。



## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第2章 (基本目標2) 安定した日常生活のサポート

### ①高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営

#### 現状

高齢者相談センターでは、高齢者本人やその家族、地域の高齢者に関する困りごとへの対応といった業務を中心として、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援や、介護予防や生活支援サービス等の利用にかかる支援、給付管理といったマネジメント業務などを行っています。

第6期計画期間からは、高齢者相談センター機能の拡大・充実として、地域の在宅医療と介護サービスの提供体制の構築、認知症の人が地域で自分らしく暮らし続けることができる環境づくりの構築、高齢者の社会参加や生活支援の充実を推進するための地域の担い手やサービスの開発に向けての事業や、地域ネットワークの構築、地域課題の把握等を推進するための地域ケア会議等を行っています。

#### 総合相談支援業務（手段別相談件数）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
電話相談（件）	5,002	4,292	4,673
所内相談（件）	1,796	1,548	1,518
<b>訪問相談（件）</b>	<b>2,809</b>	<b>2,620</b>	<b>2,835</b>
合計	9,607	8,460	9,026

#### 権利擁護業務

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施件数（件）	310	236	229

#### 包括的・継続的ケアマネジメント業務

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施件数（件）	1,589	1,699	1,446

#### 介護予防ケアマネジメント（介護予防支援業務）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施件数（件）	10,719 [6,712]	11,423 [6,847]	12,084 [7,300]

[ ]内は、委託件数

## ネットワーク構築に関する活動件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
活動件数(件)	433	535	669
うち、地域ケア会議の実施回数(回)	18	26	25

## 課題

高齢者人口、特に後期高齢者人口の増加に伴い、地域から寄せられた相談に対して訪問で対応することが増えるとともに、要支援認定者の増加に伴い給付管理者数も増加しています。

また、権利擁護に係る事例や介護サービスに繋がりにくい事例等、困難事例の対応も増加しています。平成32年度にはほとんどの圏域で、高齢者の半数以上が後期高齢者となることが予測されていることから、相談支援体制の確保が課題となっています。また、相談内容も高齢者本人だけでなく、家族も含めた支援が必要となるなど複雑化していることから、多方面での専門性や連携が必要となっています。

併せて、高齢者相談センターでは、地域包括ケア体制の構築のために中核的機関として取り組んでいます。今後は、これまで蓄積されたネットワーク体制を強化し、地域課題に対応した取組みや情報発信ができる運営が求められています。

## 圏域別後期高齢者人口

(単位：人)

圏域	平成29年度		平成32年度※		平成37年度※	
	高齢者人口	後期	高齢者人口	後期	高齢者人口	後期
谷津	6,747	3,000	7,161	3,272	7,570	4,006
秋津	8,028	3,832	7,961	4,195	7,618	4,836
津田沼・鷺沼	9,078	4,355	9,342	4,733	9,593	5,424
屋敷	7,577	3,646	7,680	3,991	7,739	4,529
東習志野	7,649	3,600	7,753	3,992	7,743	4,616
計	39,079	18,433	39,897	20,183	40,263	23,411

※将来人口推計値

## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第2章 (基本目標2) 安定した日常生活のサポート

## 今後の取り組み

第7期計画においては、このような状況に対応するため、高齢者相談センターの運営に必要な人員体制の整備や、関係機関との連携など状況に合わせた対応をしていきます。

また、高齢者相談センターの事業の質の向上を図るため、介護保険法で義務づけられた事業評価については、これまで実施していた高齢者相談センターによる自己評価及び市による事業評価と共に、より客観的に評価を行うための第三者評価（外部評価）を定期的実施していきます。

## 習志野市高齢者相談センターの行う業務

### (1) 総合相談支援業務

保健師や看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員が様々な相談に応じ、適切な保健・医療・福祉サービス及び地域の支え合い活動等のあらゆる社会資源につなげる等の支援を行っています。相談については、窓口よりも訪問で対応する割合が増えています。

### (2) 権利擁護業務

高齢者等からの虐待、成年後見制度、消費者被害等の相談に応じるとともに内容の周知・被害防止の啓発に努めています。対応にあたっては、市役所担当課、成年後見センター、消費生活センターと連携して業務にあたっています。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員と地域の関係機関との連携・協働体制の整備やネットワークづくりを支援しています。また、随時、支援困難事例やサービス計画作成技術等の介護支援専門員への個別指導や相談を行っています。

### (4) 介護予防ケアマネジメント業務、指定介護予防支援事業

平成29年度からは、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、事業対象者及び要支援1、2の人に対して、介護予防・日常生活支援を目的に、適切な介護予防サービスや生活支援サービスが効果的に提供されるようケアプランを作成しています。

**(5) 在宅医療・介護連携推進事業 (P. 68 参照)**

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するための業務を市と協議しながら行っています。

**(6) 生活支援体制整備事業 (P. 103 参照)**

平成 29 年度から各高齢者相談センターに第2層生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスに関する地域のニーズ把握、地域資源の把握に努め、生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進する業務を市と連携して行っています。

**(7) 認知症総合支援事業 (P. 74 参照)**

平成 29 年度から各高齢者相談センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人又はその疑いのある人や介護者・家族等からの相談に対応しています。また、地域での交流の場や「認知症サポーター養成講座」も開催しています。

**(8) 地域ケア会議の開催**

地域の医療・介護・福祉等の専門職や地域の多様な関係者で、個別ケースの支援内容の検討・課題分析、高齢者の実態把握や地域課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築のために、主に高齢者相談センター主催で開催しています。

## 基本施策 2-2 介護予防・日常生活支援総合事業

### (介護予防・生活支援サービス事業)

本市では平成 29 年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、要支援者など（排泄や食事はほとんど自分ひとりでできるものの、買い物等身の回りの世話の一部に見守りや手助けを必要とするような高齢者）が、能力を最大限に活かしつつ、それぞれの状態に応じたサービスを選択でき、また地域において役割を果たすことにより心身の活動性を向上させ、自立した日常生活を送り続けられるようにすることを目指しています。

総合事業の介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスがあり、これらのサービスは、従前の介護予防訪問介護（ホームヘルプ）や介護予防通所介護（デイサービス）と同等のサービスの他にも、人員基準等を緩和したサービスや、住民が主体となって行う日常生活の支援サービスなど、様々な形態で提供することが可能となっています。

また、総合事業のサービス提供と併せて、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進していきます。

#### ①多様なサービスの担い手創出

##### 現状と課題

第6期計画では、平成29年度から、これまでのサービス水準を維持するために、まず、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業として、介護予防給付と同等の従前相当の通所型サービス、訪問型サービスから開始しましたが、緩和した基準によるサービスや住民主体のサービスについては、開始できていません。

地域の実情に応じた、多様な主体によるサービスを提供していくためには、従前相当サービス以外の、緩和した基準によるサービスや住民主体のサービスについて、段階的に実施していく必要があります。

##### 今後の取り組み

自主的な通いの場や自主活動としてサービスを提供する住民団体、緩和した基準によるサービスを提供する事業所の創出に努めます。シニアサポーター養成講座を活用して緩和した基準によるサービスの担い手を育成し、十分な量・

質のサービスを提供できることを目指します。

多くの担い手を創出することにより、緩和した基準によるサービスの担い手としてだけでなく、地域の様々な自主的な通いの場等の支援者となり、継続して活動することができるとともに、新たな地域の通いの場を展開していくことができます。

また、通所型サービスでは、短期集中の運動器機能向上プログラムを実施していますが、これらの通いの場が身近な場所にあることによって、参加者がプログラム終了後も、地域の通いの場につながることを期待できます。

通いの場として活用可能な場所については、公共施設や町会の会館、空き家等の利活用も視野に入れ、地域資源を有効に利用していく必要があります。

## ②訪問型サービス（第1号訪問事業）

自宅を訪問し、身体介護や生活援助といったサービスを提供します。

- ・従前相当サービス

訪問介護員による身体介護や生活援助といった、介護予防訪問介護（ホームヘルプ）相当のサービスを提供します。

- ・緩和した基準によるサービス

訪問介護員や市認定ヘルパーによる生活援助等のサービスを提供します。

- ・住民主体によるサービス

住民主体の自主活動として行う生活援助等のサービスを提供します。

### 第7期計画サービス提供量見込み

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
従前相当	計画値（回／年）	4,202	4,443	4,636
緩和した基準による	計画値（回／年）	467	494	515
住民主体	計画値（団体）	2	4	5

### ③通所型サービス（第1号通所事業）

体操やサロンといった通いの場や、介護サービス事業所などを活用し、生活機能向上のための機能訓練、レクリエーション、入浴等といったサービスを提供します。

- ・従前相当サービス

生活機能向上のための機能訓練等、介護予防通所介護（デイサービス）相当のサービスを提供します。

- ・緩和した基準によるサービス

緩和した人員基準等により、ミニデイサービスや運動・レクリエーション等のサービスを提供します。

- ・住民主体によるサービス

体操・運動等の活動など、自主的な通いの場を提供します。

- ・通所型短期集中予防サービス

生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを提供します。

#### 第7期計画サービス提供量見込み

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
従前相当	計画値（回／年）	5,202	5,501	5,739
緩和した基準による	計画値（回／年）	578	611	638
住民主体	計画値（団体）	5	6	7
通所型短期集中	計画値（人）	35	38	40

### ④その他の生活支援サービス

訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果のあるサービスを提供します。

サービスの提供内容は、栄養改善と安否確認を同時に行う配食安否確認サービスがあります。その他、住民主体による訪問型・通所型サービスの体制が確立されていく中で、提供可能となるサービスを見極めながら検討していきます。

#### 第7期計画サービス提供量見込み

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
配食安否確認サービス※	計画値（回／年）	12,687	13,715	14,765

※要支援1, 2及び基本チェックリスト該当者に対する配食安否確認サービス

### ⑤介護予防ケアマネジメント

高齢者相談センター（地域包括支援センター）または高齢者相談センターから委託を受けた居宅介護支援事業所により実施されるもので、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、要支援者等の状態に応じたサービスが一体的かつ効率的に提供されるよう、支援します。

#### 第7期計画サービス提供量見込み

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値（回／年）	11,169	12,362	12,899

## 基本施策2-3 医療と介護の連携体制の構築

今後も高齢化が進み、医療や介護など様々なサポートを必要とする人の増加が見込まれている中、高齢者が疾患を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、生活を続けていくためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して医療・介護の提供を行うことが必要とされています。

平成27年度より地域支援事業における包括的支援事業として「在宅医療・介護連携推進事業」が開始され、その取り組みを進めています。

平成29年度には習志野市の医療・介護連携ネットワークである「あじさいネットワーク」が立ち上がりました。地域の医療・介護などに携わる様々な関係者が顔の見える関係を構築しながら、課題や対応策を検討し、地域における高齢者の暮らしを支えるための医療・介護連携のための仕組みづくりを進めていきます。

### ①在宅医療・介護連携推進事業

#### ●(ア)地域の医療・介護の資源の把握

##### 現状と今後の取り組み

平成27年度に市内の医療機関、歯科医療機関、薬局、訪問看護ステーションを対象に、在宅医療・介護に関する調査を実施しました。在宅医療の提供状況や、今後の取り組みなどについてアンケート調査を行い、平成28年度に「在宅医療・介護の提供体制に関する調査結果報告書」として取りまとめました。

この調査結果により得られた情報の更新・活用については、あじさいネットワーク※で検討していきます。

#### ●(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

##### 現状と今後の取り組み

(ア)で行った調査結果から、在宅医療は推進すべきだが、関係者の負担解消策が必要、在宅医療・介護連携に関する相談支援システムづくり、切れ目ない在宅医療・介護の提供体制の構築推進、家族の介護負担を軽減するための取り組み等の課題が抽出されました。

課題を多職種で共有し、連携により改善できることなどの対応策について、あじさいネットワーク※などにおいて検討していきます。

**● (ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進****現状と今後の取り組み**

在宅医療については、現在は一部の医療機関、歯科医療機関、薬局、による訪問診療が提供されています。また、地域の医療機関の医療ソーシャルワーカーによる勉強会「習志野連携の会」が定期的開催されており、退院支援に重点をおいた連携が取り組まれています。

地域の在宅医療・介護を支えるための体制として、医療・介護連携の総合相談窓口の設置を含め、体制の構築に取り組んでいきます。

**● (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援****現状と今後の取り組み**

習志野市医師会が中心となり、ICTシステムの運用をしています。医師会を中心として利用しているICT連携システムその他、千葉県やその他民間組織が開発・利用を勧めているツールについての情報収集を行いながら、あじさいネットワーク※で多職種・多機関における情報共有のあり方を検討し、支援をしていきます。

**● (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援****現状と今後の取り組み**

医療機関の医療ソーシャルワーカーと、高齢者相談センターが患者・家族、住民からの在宅医療・介護の連携に関する主な相談窓口となり、相談支援を行っています。

入退院、転院時の各医療機関、施設、介護事業所等との調整が困難な場合の相談窓口として、医療・介護連携の総合相談窓口を設置していきます。相談に応じて医療関係者と介護関係者の連携調整や患者・家族の要望を踏まえた地域の医療機関・介護事業所などの紹介を行えるよう取り組んでいきます。

## ● (カ) 医療・介護関係者の研修

### 現状と今後の取り組み

医療・介護連携推進のための多職種研修会の開催を医師会と共催で開催しました。講義やグループワークを通じて、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、ケアマネージャー、高齢者相談センター、行政など多職種にわたる関係者が意見交換を行い、「顔が見える関係づくり」を構築してきました。

また、地域ケア会議では5つの高齢者相談センターが中心となり、地域の医療関係者、介護関係者、地域住民、行政関係者が具体的な事例を議論し、地域課題を抽出するための地域ケア会議を開催しました。

引き続き、顔の見える関係を構築しながら、事例検討や講義を通して、研修を実施し、連携強化を支援していきます。

## ● (キ) 地域住民への普及啓発

### 現状と今後の取り組み

平成29年度に在宅医療・介護連携の啓発を行うためのパンフレットを作成し、高齢者へ配布をしました。

介護が必要となった場合に在宅で生活するために必要な準備や知識等に焦点をあてた市民向けの講座などを行い、高齢者相談センターと連携しながら、住民へ普及啓発をしていきます。

## ● (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

### 現状と今後の取り組み

東葛南部6市において、会議を年2回開催し、意見交換、情報交換を行いながら連携をしています。東葛南部6市において、今後も意見交換・情報交換を行っていきます。

※習志野あじさいネットワーク

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とし、平成29年5月に「習志野あじさいネットワーク」が立ち上がりました。会議では、医療・介護連携に関する課題と対応策の協議、情報共有などの連携体制の整備、地域住民への普及啓発に関する協議等を行っています。

【構成団体】

習志野市医師会、習志野市歯科医師会、習志野市薬剤師会、習志野市訪問看護協議会、習志野連携の会（病院MSW）、習志野市、習志野市リハビリ協議会、習志野市ケアマネ連絡会、習志野健康福祉センター（保健所）、習志野市リハビリテーション協議会、エーザイ株式会社、習志野市高齢者相談センター運営法人

【事務局】

習志野市 高齢者支援課

在宅医療介護連携推進事業の工程イメージ

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	調査		情報の更新（随時）			
(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	課題の抽出		課題の抽出と対応策検討（随時）			
(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進				体制の構築	体制の推進	
(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援				ツールの検討	運用支援	
(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援				窓口の設置	窓口の活用	
(カ) 医療・介護関係者の研修	研修の実施					
(キ) 地域住民への普及啓発			媒体作成・配布	普及啓発		
(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	東葛南部6市との連携					

## 基本施策 2-4 認知症施策の推進

高齢化の進展、後期高齢者の増加に伴い、認知症の人の数は増加していくと見込まれています。国の推計では、2012年（平成24年）では高齢者の7人に1人、2025年（平成37年）には高齢者の5人に1人が認知症であると言われており、習志野市においても認知症の人の数は増加していくと推定されます。

認知症は早期に気づいて診断・治療を行い、適切に対応することで、症状の改善や、進行を遅らせることができる場合があります。また、症状が軽いうちに、今後どのように生活していくのかなど、相談機関を利用して、専門職の意見を聞きながら話し合うことで、将来の生活の準備をすることができます。

しかし、本人や家族、身近な人が認知症について知識が不足していて発見が遅れ、症状が進行したり、認知症に対する対応方法がわからず、本人だけでなく、周囲も苦しい思いをしたりすることもあります。

今後増加が推定されている、認知症の人が、可能な限り自宅での生活が送れるようにするためには、家族や地域における認知症に関する知識の普及啓発に取り組み、認知症の早期発見、早期対応ができるようにしていくこと、相談支援体制の充実が必要です。

### ①認知症初期集中支援チームの設置

#### 現状

認知症になっても認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的として、平成29年度より、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下「支援チーム」）を設置し、モデルチームを発足しました。

また、医療・保健・福祉に携わる関係者から構成される「認知症初期集中支援チーム検討委員会」（以下「検討委員会」）を設置し、支援チームの活動について協議しました。

#### 今後の取り組みと目標

今後、認知症の人の増加が予想されており、支援チームが円滑に稼働し、地域の人と医療・介護専門職等、認知症の人とその家族を支える連携体制の構築が必要となっていることから、第7期計画においては、平成30年度から支援

チームを本格設置し稼働します。

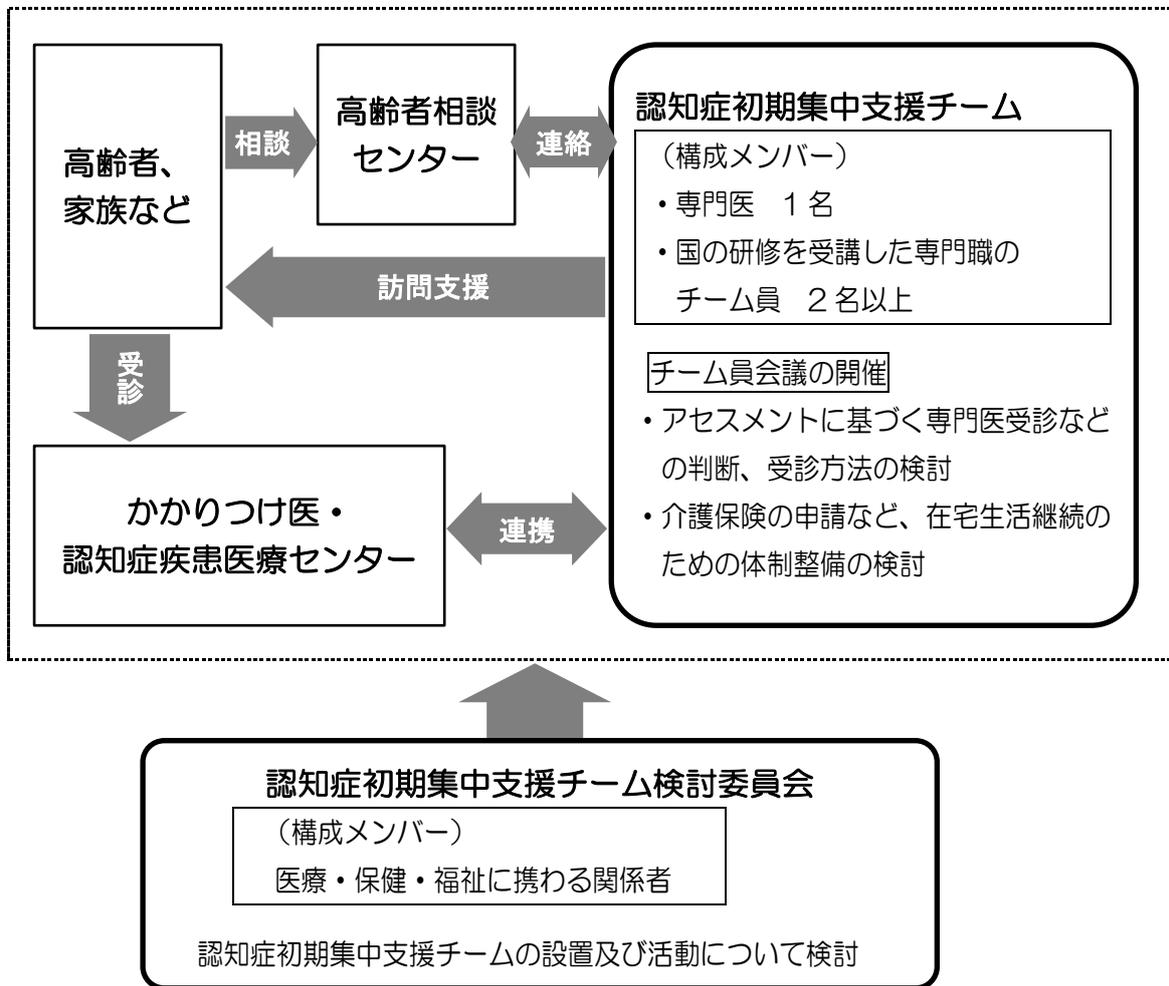
支援チームの活動状況について協議するため、検討委員会において、本市における事業実施についての適正な体制整備について検討します。

第7期計画における目標

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症初期集中支援チームによる介入・支援件数(件)※	12	16	20

※実件数

認知症初期集中支援チームによる支援の流れ



## ②認知症地域支援の推進

### ●認知症地域支援推進員による取り組み

#### 現状

平成29年度より、認知症地域支援推進員（以下「推進員」）を、各高齢者相談センターへ配置しました。

推進員は、認知症に関する知識の普及啓発や、認知症ケアパスの作成、認知症の人とその家族への相談支援、地域の高齢者のつどいの場の企画と運営、医療機関、介護サービス及び地域ボランティアの連携強化等により、支援体制の構築と、認知症ケアの向上を図る取り組み等を行っています。

#### 今後の取り組み

第7期計画では、認知症に関する知識の普及啓発や、認知症の人とその家族への相談支援、高齢者相談センターでの地域の高齢者のつどいの場の企画と運営の充実を図ります。また、認知症初期集中支援チームと連携し、支援体制の構築に取り組みます。

### ●認知症カフェ（ならしのオレンジテラス）

#### 現状

認知症の人とその家族が、地域の人や医療と介護の専門職らと集い、お茶やお菓子を囲んで歓談や相談ができる場として、平成27年度より5つの日常生活圏域に1か所ずつ「認知症カフェ」を設置しました。

第6期計画においては、日常生活圏域ごとに1か所の設置でしたが、認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進するために、認知症カフェの設置・運営方法についての新たな仕組みづくりが必要となっております。

認知症カフェの開催実績 (各年度末時点)

	平成27年度※	平成28年度
設置数	5か所	5か所
開催回数	14回	60回
参加者数	448人	1,773人

※平成27年度は、平成28年1月より設置

#### 今後の取り組み

第7期計画においては、身近な地域で認知症カフェの開催ができるよう、多様な設置・運営に向けた体制の構築を目指します。

## ③認知症高齢者介護相談

## 現状

精神科医師による認知症又は認知症疑いによる本人又は介護者の相談を行いました。自分や家族の認知機能低下に不安がある人、対応に困っている人等個々の状況に応じて、医療面と併せて介護・福祉サービスの活用への助言をするとともに、支援が継続されるよう関係機関との連携を図っています。

## 認知症高齢者介護相談の実績 (各年度末時点)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
開催回数	16回	16回	16回
相談件数	実 23人 延 23回	実 22人 延 22回	実 18人 延 19回

## 今後の取り組み

第7期計画においても、取り組みを継続します。

## ④認知症の人が暮らしやすいまちづくり

## ●認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成と活動支援

## 現状

認知症の人やその家族が安心して暮らしやすいまちをめざして、認知症を正しく理解し、地域で見守り支援する認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

また、認知症サポーター養成講座の講師となる「キャラバン・メイト」の県主催の養成研修受講を推進し人材の確保に努めています。

活動支援・意欲向上のための研修を目的としたキャラバン・メイト連絡会を実施しています。

## 今後の取り組み

第7期計画においても、これらの取り組みを継続するとともに、認知症サポーターの地域での活動を支援するため、フォローアップ研修の充実を図ります。

## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第2章 (基本目標2) 安定した日常生活のサポート

### ●認知症サポート事業所登録制度

#### 現状

認知症サポーター養成講座を実施した事業所を対象に、平成27年度より認知症の人とその家族を支援している事業所を認知症サポート事業所として登録し、ホームページ等で公表するとともにその目印として事業所にステッカーを交付しています。

#### 今後の取り組み

第7期計画においても、取り組みを継続します。

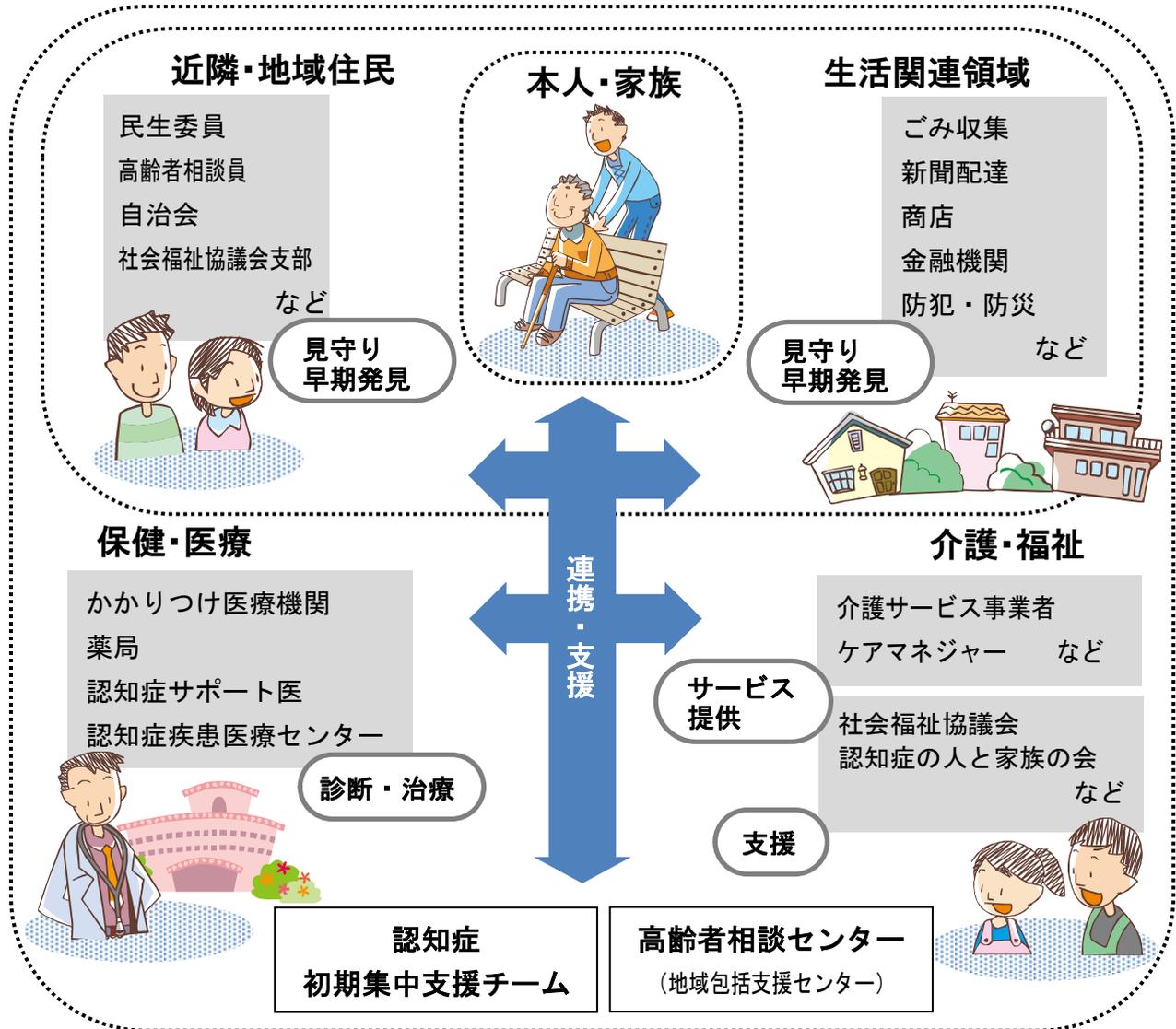
認知症サポート事業所登録制度登録数 (各年度末時点)

	平成27年度	平成28年度
事業所数	18	41

認知症サポート事業所ステッカー



認知症の人を支える連携体制 イメージ



## 基本施策 2-5 高齢者の見守り

同居家族のいない高齢単身世帯などの増加にともない、高齢者に対する見守りの必要性は増している一方で、地域との関係の希薄化・閉じこもりがちな高齢者の増加などにより、個々に対してまんべんなく見守りを行うことは難しくなっています。

このような状況の中、通報装置などによる見守りや、地域で行われる見守り等を重層的に行うとともに、災害時や行方不明時といった緊急時の対応の体制を整えることにより、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、支援していきます。

### ①緊急通報装置等による見守り

#### ●緊急通報体制整備事業

##### 現状

緊急時に非常ボタンを押すだけで消防署に通報することができる装置を貸与しています。

#### ●緊急通報サービス事業

##### 現状

緊急時に非常通報ボタンを押すだけで受信センターに通報することができる携帯端末を貸与しています。

受信センターでは、24時間365日体制で急病や健康上の相談等に応じ、必要時には本人に代わって消防署に通報します。

### ②位置情報探索機による見守り

#### ●徘徊高齢者家族支援事業

##### 現状

認知症等により徘徊することのある高齢者に対し位置情報探索機を貸与し、高齢者の安全を確保し、もって介護者の精神的負担を軽減するサービスです。利用料の一部を助成することで、介護者の経済的負担の軽減も行います。

### ③地域住民や地域で活動する事業者による見守り

#### ●高齢者見守りネットワーク

##### 現状

民生委員、高齢者相談員を含む地域住民や、高齢者宅を訪問する機会がある事業者などが、身近な地域に住む高齢者の異変を感じた際に、高齢者相談センターへ連絡、相談することにより、高齢者をゆるやかに見守る「高齢者見守りネットワーク」を推進しています。

### ④災害時における避難支援

#### ●避難行動要支援者支援事業

##### 現状

災害時に迅速な安否確認、避難支援及び救護活動をするため、要介護認定を受けている人や障がいのある人など、自力で避難することが困難な人について名簿並びに避難支援計画書を作成しています。

### ⑤行方不明となった高齢者への対応

#### ●習志野市 SOS ネットワーク

##### 現状

認知症等により行方不明となった高齢者を速やかに発見するため、警察署、消防署と連携し、緊急情報メールの配信、習志野市公式ツイッターによる情報配信、防災行政無線の放送などを活用した「SOS ネットワーク」により市民等に呼びかけることで情報収集を行い、早期発見に努めています。

##### 目標

第7期計画における目標

習志野市 SOS ネットワークにより発見できない行方不明の高齢者：0人

## 基本施策2-6 高齢者の権利擁護

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を送ることができる環境づくりが求められているなか、高齢者が虐待により人権を侵害されることや、判断能力の低下によって必要なサービスが受けられない、消費被害に遭うこと等から守るため、様々な支援を行っています。

また、経済的な不利益を受けないように管理することや、生活上に必要な手続きなど法律行為を支援する成年後見制度を、必要とする人が適切に利用できるよう、「成年後見センター」の機能強化などにより、支援する体制を作っています。

### ①高齢者の権利擁護

#### 現状と今後の取り組み

市と高齢者相談センターでは高齢者の総合相談窓口として、権利擁護や成年後見制度に関する相談に応じ、制度の啓発及び情報提供、関係機関の紹介を行っています。

また、高齢者虐待防止の取り組みとして、介護負担から虐待へと発展することが無いよう、必要なサービスや制度の利用につなげ、各関係機関による支援を導入することで、虐待の早期発見や対応を行っています。

さらに、関係者間での連携体制を構築しながら、高齢者やその介護家族が孤立することの無いように努めています。

また、環境上または経済的理由により自宅での生活が困難な高齢者を保護するための施設として、「養護老人ホーム白鷺園」(定員数：50人)を設置し、指定管理者による運営を行っています。

第7期計画においても、指定管理者へのモニタリング等、適正な運営の継続に努めます。

### ②消費者被害の防止

#### 現状と今後の取り組み

消費生活センターでは、専門の消費生活相談員により、商品やサービスなどの契約に関する苦情、問い合わせへの対応や、トラブル解決のための支援を行っています。

高齢消費者への情報提供と注意喚起、町会等への出前講座や消費生活展など

各種イベントにおける消費啓発や注意喚起を行っているほか、広報習志野に「消費生活メモ」を定期的に掲載し、高齢者を含む市民向けに最新の具体例とアドバイスにより、多様化している消費者トラブルに関する周知を行っています。

平成28年度からは、相談窓口開所日を拡大し(第2土曜日を開所)、相談しやすい環境を整備しました。

高齢者に関する消費生活相談の増加、ひとり暮らしの高齢者を狙った悪質な勧誘など、高齢者の消費者トラブルが全体の3割以上を占めており、年々増加しています。

高齢者が安心・安全な消費生活を送るために、消費者トラブルに巻き込まれない、また、巻き込まれた場合でも解決のための早急な対応ができる環境をつくるため、家庭・地域・事業者・行政などのネットワーク整備を行います。

### ③成年後見制度の利用支援

#### ●市長による審判申立て

##### 現状

認知症等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を利用する場合に、親族からの申立てが困難な人について、市長による審判申立てを代行しています。また、費用負担が困難な場合は審判申立てに係る費用や、成年後見人等に支払うべき報酬費用を助成しています。

市長による成年後見審判申立て数 (各年度末)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
申立件数(件)	1	1	10

成年後見人等報酬費用助成件数 (各年度末)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
助成件数(件)	1	4	1

## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第2章 (基本目標2) 安定した日常生活のサポート

### ●成年後見センターによる支援

#### 現状

これまで、成年後見制度に関する相談支援を行う「成年後見センター」を設置し、平成28年度は月に2回、平成29年度は週に1回開設してきました。

#### 今後の取り組みと目標

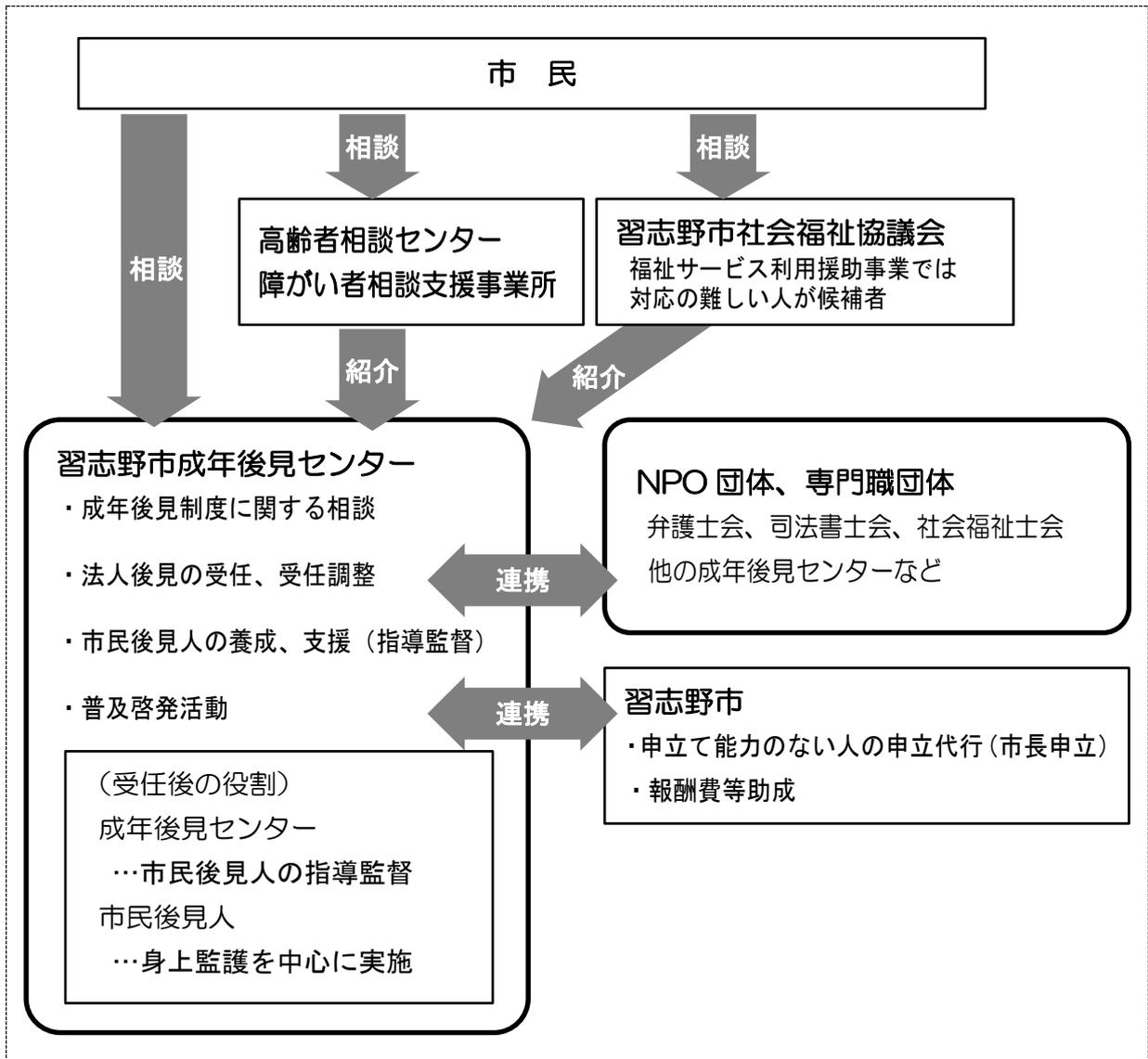
第7期計画ではセンターを常設化し、相談支援に加え、制度の普及啓発や市民後見人の養成・育成及び支援、後見人を必要とする人の関係機関への紹介や後見受任、といった機能を段階的に充実させていきます。

こうした成年後見センターの機能が整備されるとともに、センターを中核として、福祉や法律に関する専門職団体や関係機関、地域住民等との連携ネットワークを構築していくよう努めていきます。

#### 第7期計画における目標

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見センターによる法人後見 新規受任件数（件）	5	5	5

第7期計画における成年後見センター・各機関の業務イメージ



## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第2章 (基本目標2) 安定した日常生活のサポート

### ④福祉サービスの利用援助

#### ●福祉サービス利用援助事業 [習志野市社会福祉協議会]

##### 現状

習志野市社会福祉協議会では、「介護保険や福祉サービスなど制度の利用の仕方がわからない」「銀行通帳や年金証書など大事な書類の扱いに不安がある」等、市内在住の高齢者の人や障がいのある人で利用に必要な契約内容を理解できる人に対して、福祉サービスを利用するための手続きや日常的な金銭管理を代行して、地域で安心して暮らすことができるように援助しています。

契約内容を理解する能力がない人に対しては、関係機関と連携をとりながら、成年後見制度利用への橋渡しを行っています。

##### 福祉サービス利用援助事業の実績

(各年度末時点)

相談者	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	相談人数	査等延べ回数	相談・訪問調件数	相談人数	査等延べ回数	相談・訪問調件数	相談人数	査等延べ回数	相談・訪問調件数
合計	46	166	4	32	97	5	41	86	4
うち高齢者	31	127	3	23	70	3	26	64	3

平成29年3月末の状況は以下のとおりです。

- ・契約件数 23件
- ・生活支援員 10名

##### 課題

多様な生活課題を持つ利用者が増えてきており、各関係機関とより連携した支援が必要となっています。各機関との連携強化とともに、専門員（職員）や生活支援員の資質向上も必要な状況です。

##### 今後の取り組み

当事者を支援する関係機関に事業の周知を図り、必要な人に情報が行き届くようにしていきます。また、生活支援員養成講座の実施により生活支援員の発掘を行うとともに、研修会を実施して育成に努めます。併せて専門員も研修会に参加し、資質向上に努めていきます。

## 基本施策2-7 高齢者が利用できる福祉サービス

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、介護保険のサービスだけでなく、高齢者の日常生活を様々な角度から支援する必要があります。

食生活の支援や外出の移動支援など、生活全般にわたって高齢者を総合的にサポートしていくサービスや助成制度による支援を行うとともに、それらを必要とする人に届けられるよう、周知に努めます。

## ①日常生活を支援するための事業

## ●「食」の自立支援事業（配食安否確認サービス）

## 現状

在宅の高齢者に対して、食にかかわる各種サービスの利用調整を行ったうえで、栄養のバランスがとれた食事を提供することで、食生活の自立、健康の増進等を図り、在宅生活での自立支援することを目的に、平日の夕食の提供及び安否確認を行い、利用者の健康状態を把握しています。

平成29年度からは、要支援1、2の人と基本チェックリスト該当者に対しては、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業のひとつとして実施しています。（P.66参照）

配食安否確認サービス実施実績（各年度末時点）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数（人）	263	269	244
配食数（食）	29,085	29,615	27,629
1日あたり平均配食数（食）	110	110	113

## ●高齢者外出支援事業（タクシー券）

## 現状

在宅の高齢者に対し、日常生活に必要な交通手段の確保と、その運賃の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、高齢者の外出を促進することを目的に、タクシー券（500円×36枚（12か月分））の交付を行っています。

パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第2章 (基本目標2) 安定した日常生活のサポート

タクシー券交付実績と利用実績 (各年度末時点)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
交付世帯数(件)	1,184	1,430	1,543
交付枚数(枚)	36,699	46,293	51,678
利用枚数(枚)	29,275	36,902	41,562
利用率(%)	79.8	79.7	80.4

●高齢者住宅等安心確保事業(シルバーハウジング)

現状

高齢者が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことを目的に、バリアフリー化された住宅(県営住宅)において、ライフサポートアドバイザー(LSA:生活援助員)を配置し、入居者の安否確認、生活相談、緊急時対応など高齢者が生活しやすい環境整備を行っています。

高齢者住宅等安心確保事業 利用実績 (各年度末時点)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用世帯数(世帯)	46	44	48
利用者数(人)	52	50	54

※所在地:東習志野2-10-1(27戸)、東習志野2-10-2(23戸)

●高齢者及び障がい者戸口収集支援事業

現状

自身でゴミを集積所まで出すことが困難な要支援・要介護者等に対して、ごみ出しの負担を軽減することで在宅での生活を支援するため、平成15年度よりごみの戸口収集を行っています。

平成29年度からは、介護予防・生活支援サービス事業対象者(基本チェックリストにおけるくらし又は運動の基準に該当する人)を対象者に追加しました。

戸口収集支援事業利用者数(要支援・要介護認定者)(各年度末時点)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数(人) (要支援・要介護認定者)	110	115	121

## ②高齢者への助成制度

## ●高齢者生活援護給付金支給事業

## 現状

低所得の高齢者の経済的負担を軽減することを目的に、65歳以上で要介護4または5の認定を受けており、市民税非課税世帯に属する人を対象に給付金(年額25,000円)の支給を行っています。

高齢者生活援護給付金 支給実績 (各年度末時点)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支給実績(人)	535	541	569

## ●高齢者入院療養給付金支給事業

## 現状

長期入院している高齢者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、75歳以上で年間通算30日以上入院しており、市民税非課税世帯に属する人を対象に給付金(年額25,000円)の支給を行っています。

高齢者入院療養給付金 支給実績 (各年度末時点)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支給実績(人)	89	88	95

## ●はり、きゅう、マッサージ等施術助成事業

## 現状

市民の健康保持、増進を目的に、65歳以上高齢者等に対し、はり、きゅう、マッサージ、あん摩又は指圧の施術費用を一部助成する利用券(1回700円×24枚(12か月分))の交付を行っています。

はり、きゅう、マッサージ等施術助成事業 利用実績 (各年度末時点)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数(人)	72	61	72
利用枚数(枚)	905	734	843

## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第2章 (基本目標2) 安定した日常生活のサポート

### ●敬老祝金事業

#### 現状

市民の長寿を祝し、高齢者の福祉を増進することを目的に、長寿を祝う節目の年齢の人に敬老祝金を支給しています。

77歳、88歳、99歳、100歳以上の人に対し祝金を支給しておりましたが、事業の継続を図るため、課題であった支給対象等を見直し、平成29年度より敬老祝金支給条例を改正しました。

改正内容としては、77歳への支給廃止及び支給基準日の変更(9月15日から4月1日へ変更)を行いました。

支給方法についても、現金での支給から、支給対象者の銀行等の本人口座に振込をする方法に変更しております。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
77歳(人)	1,529	1,564	1,397
88歳(人)	395	432	437
99歳(人)	20	34	30
100歳以上(人)	59	48	57
合計(人)	2,003	2,078	1,921

### ●在宅高齢者紙おむつ支給事業

#### 現状

要介護3、4、5の認定を受けている65歳以上の高齢者で、居宅において現に紙おむつを使用している人に紙おむつを支給することにより、介護者の経済的負担を軽減し、高齢者が在宅での生活を維持していくための支援を行っています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支給実人数(人)	556	593	634

## 第3章

### **(基本目標3)いつまでも元気に暮らせる健康づくり**

<b>基本施策3-1 成人期から取り組む健康づくり</b>	
① 健康づくり	P.91
② 健康診査とがん検診	P.92
<b>基本施策3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）</b>	
① 要支援、要介護状態となるリスクの高い人の把握	P.94
② 高齢者を対象とした健康教育・健康相談の実施	P.95
③ 介護予防教室の開催	P.96
④ てんとうむし体操（転倒予防体操）の実施と普及	P.99

**パブリックコメント用**

第2編 具体的な施策の展開

第3章 (基本目標3) いつまでも元気に暮らせる健康づくり

## 基本施策3-1 成人期から取り組む健康づくり

高齢期を迎えても元気で豊かな生活を続けるためには、高齢期になる前の成人期から健康づくりに取り組むことが大切です。

健康づくりの総合計画である「健康なまち習志野計画」に基づき、健康相談、健康教育や健康診査などの事業を実施し、介護予防を見据えた若い世代からの健康づくりの実践を促進していきます。

### ①健康づくり

#### ●健康相談と健康教育の実施

##### 現状

「健康なまち習志野計画」(平成27年度～31年度)に基づく健康増進事業として随時、電話や面接による健康相談の実施やまちづくり会議、市民からの依頼による健康教育(まちづくり出前講座等)にて健康づくりについての健康教育を実施しています。

また、子どもの頃から健康的な生活習慣を確立するとともに、保護者の生活習慣の見直しを含めた家族単位での生活習慣病予防の取組を推進するため、小中学校と連携し、授業において生活習慣病予防健康教育に取り組んでいます。

#### ●健康づくり推進員の育成、支援

##### 現状

市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活を送るために市民の健康づくりを推進する「健康づくり推進員」を育成しています。健康づくり推進員は協議会を組織し、協議会が主催する年9回のウォーキング「習志野発見ウォーク」や、料理教室「ヘルシーライフ料理教室」の開催に向けた健康づくり推進員の活動支援を行っています。

#### ●健康マイレージ事業

##### 現状

健康習慣のきっかけづくり・継続・定着をめざし誰もが健康で幸せな生活ができること及び地域産業の活性化を図ることを目的として、平成27年1月より健康マイレージ事業を実施しています。

## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第3章 (基本目標3) いつまでも元気に暮らせる健康づくり

日々の健康行動（日常的な運動や地域活動への参加など）でポイントがためられ協力店で各種サービスを受けられるカードが発行される事業です。

## 今後の取り組み

第7期計画では、各事業の継続とともに、広報等を活用し、健診やがん検診受診の必要性、生活習慣病予防についての正しい情報の提供に取り組んでいきます。

## ②健康診査とがん検診

### ●健康診査

#### 現状

平成20年度より、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、習志野市国民健康保険の被保険者である40歳～74歳の人に対し「特定健康診査・特定保健指導」を実施するとともに、後期高齢者医療の被保険者である75歳以上の人については千葉県後期高齢者医療広域連合より委託を受け「後期高齢者健康診査」を実施しています。

40歳以上の医療保険に加入していない人に対しては「一般健康診査」を実施しています。これらの受診率向上により早期発見、重症化予防を推進するため、未受診者に対して受診勧奨（コールリコール）を実施しています。

特定保健指導は平成26年度より、医師会委託に加え民間委託による積極的支援を導入し、受けやすい体制づくりに努めています。

また、平成28年度より、国保加入者へのデータヘルス計画に基づき、特定保健指導対象者以外の人に対し、個別保健事業として血圧の受診勧奨、糖尿病発症予防および重症化予防健康相談、慢性腎不全予防健康相談を実施しています。

#### 今後の取り組みと目標

第7期計画では、これらの取り組みを継続するとともに、対象者への個別通知、広報習志野への掲載などによる効果的な周知や、集団検診の実施による受診機会の拡大を図ることで、引き続き受診率向上に取り組めます。

#### 第7期計画における目標値

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特定健康診査の受診率	35%	36%	37%

## ●がん検診

## 現状

「健康増進法」に基づく肺がん、胃、大腸、子宮、乳のがん検診、肝炎ウイルス検診、50歳以上の男性に前立腺がん検診に加え、平成28年度より胃がんリスク検診を実施しています。

未受診者に対する受診勧奨（コールリコール）のほか、要精密検査になった人への受診勧奨を実施しています。

## 今後の取り組みと目標

第7期計画では、これらの取り組みを継続し、受診率向上に取り組めます。

## 第7期計画における目標値

高齢者等実態調査結果で、1年以内のがん検診を受けたと回答した人の割合	平成31年度 (調査実施年度)
40歳～64歳の人	50%
65歳以上の人	50%

## 基本施策3-2 介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業)

平成29年度から開始した、介護予防・日常生活支援総合事業における「一般介護予防事業」は、これまで実施していた、一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、市の実情に応じた、効果的かつ効率的な介護予防の取り組みを推進し、さらに、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境も含めたバランスのとれたアプローチができるよう見直しを行うこととされました。

一般介護予防事業においては、65歳以上のすべての高齢者を対象とし、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

また、地域リハビリテーション事業として、リハ職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、介護予防を機能強化していきます。

### ①要支援、要介護状態となるリスクの高い人の把握

#### ●介護予防把握事業

##### 現状

平成29年度より、特定健康診査及び後期高齢者健康診査の未受診者を「閉じこもり等何らかの支援が必要と見込まれる高齢者」として把握し、介護予防や高齢者相談センター等に関するパンフレットを送付することにより、相談先の周知、介護予防に関する相談等を受けることによって、支援が必要な対象者の把握に努めました。

また、後期高齢者健康診査の受診者で、運動器の機能低下が疑われる人に対しても同様に、パンフレット等の送付により、相談先の周知等を図りました。

各高齢者相談センターでは、これらの対象者(パンフレット送付対象者)からの相談に対し、介護予防についての情報提供を行うとともに、積極的に地域の集いの場や地域の資源とつなげる等の支援を行っています。

##### 今後の取り組み

要支援・要介護状態となるリスクの高い対象者の把握は、健診担当課との連携が不可欠であり、健診を入口としてリスクの高い者の抽出を行い、要介護状態にある者に多くみられる関連疾患(脳疾患、認知症、転倒骨折等)へのアプローチとして、健診未受診者への受診勧奨の機会とするとともに、介護予防事

業の参加へつなげる機会としていきます。

#### 介護予防把握事業 パンフレット送付実績

	平成 29 年度
送付数 (通)	11,460

## ②高齢者を対象とした健康教育・健康相談の実施

### ●高齢者を対象とした健康教育と健康相談の実施

#### 現 状

老人クラブや、社会福祉協議会支部の「ふれあい・いきいきサロン」、地域のサークル、町会など高齢者が集まる活動の場において、主に転倒予防、低栄養予防、口腔機能向上、認知症予防などの介護予防について健康教育を実施し普及を図っています。

また、健康、栄養、歯科に関する相談を保健師、栄養士、歯科衛生士が個別に電話、面接、訪問で行っています。

#### 今後の取り組み

第7期計画においても、取り組みを継続します。

### ●地域リハビリテーション活動支援事業

#### 現 状

平成 29 年度から地域リハビリテーション活動支援事業として、リハビリテーション職による介護予防出前講座を実施し、健康教育の充実を図りました。

#### 今後の取り組み

第7期計画においても、取り組みを継続します。

### ●介護予防推進事業者登録制度

#### 現 状

平成 29 年度より、市内で介護予防に資するイベントを実施する事業者、または市民が介護予防活動を行うための場所の提供が可能な事業者が市に登録し、市は市民に情報提供を行う「介護予防推進事業者登録制度」の運用に取り組ん

パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第3章 (基本目標3) いつまでも元気に暮らせる健康づくり

でいます。

今後の取り組みと目標

第7期計画においても取り組みを継続し、登録事業所の増加を目指します。

③介護予防教室の開催

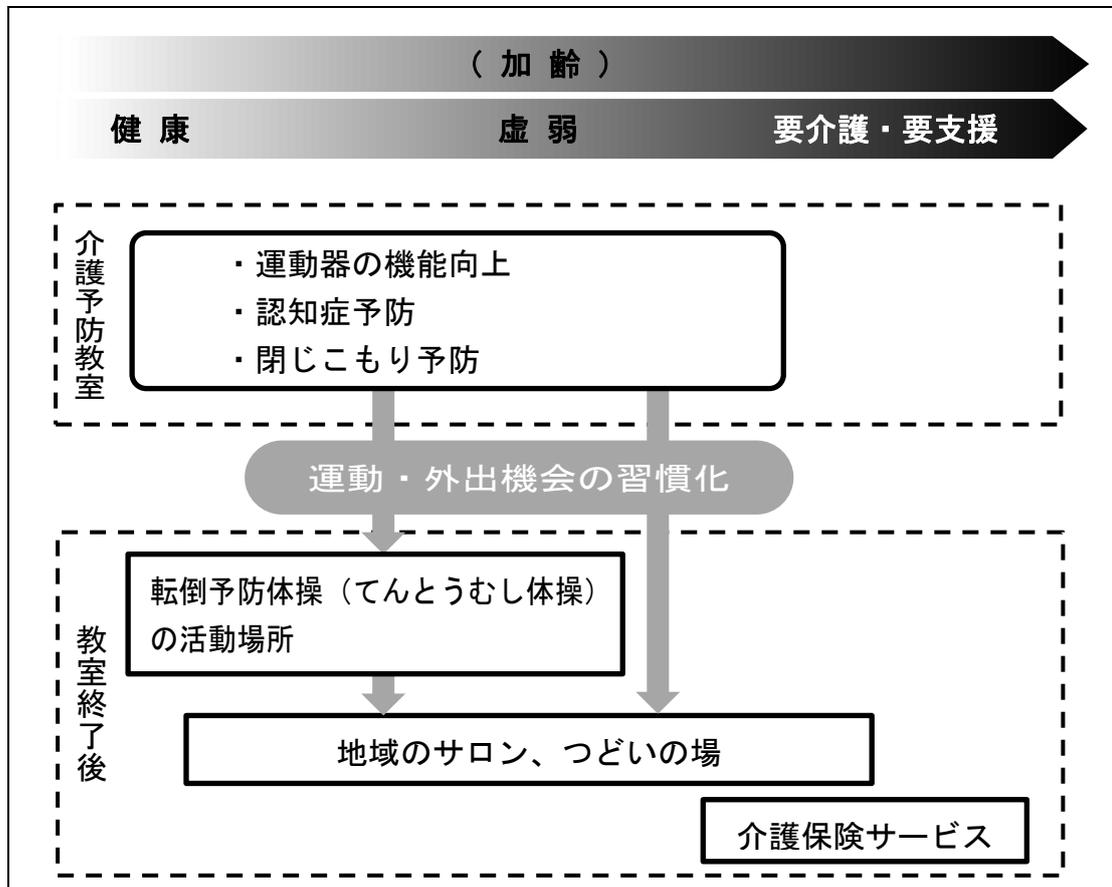
現状

第6期計画では、要支援または要介護状態となるリスクの高い高齢者について、早期に把握し適切な介護予防プログラムを提供することにより、要介護状態になることの予防を目的として、下記の介護予防教室を開催しました。

専門職などによる指導で各教室の内容に対する参加者の満足度は高く、すべての教室の参加者に対して、教室参加後4～6か月頃に行ったアンケートでは、回答者の8割以上が健康状態の維持または改善につながっているという結果となりました。

また、運動器の機能向上に関する参加者では、教室終了後には多くの参加者の体力の維持・向上がみられました。

各介護予防教室の位置づけ



## 第6期計画における介護予防教室の開催実績 (各年度末時点)

種 別	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
運動器の機能向上教室 (理学療法士による個別指導)※	実 45 人 延 839 回	実 50 人 延 1,033 回	実 67 人 延 1,386 回
認知症予防の教室	実 158 人 延 524 人	実 163 人 延 536 回	実 131 人 延 456 回
閉じこもり予防教室	実 45 人 延 438 人	実 60 人 延 534 回	実 73 人 延 713 回
運動器の機能向上教室 (スポーツインストラクター によるグループ指導)	実 105 人 延 1,032 回	実 84 人 延 823 回	実 90 人 延 894 回
合 計	実 353 人 延 2,833 人	実 357 人 延 2,926 回	実 361 人 延 3,449 回

※平成 29 年度以降は介護予防・生活支援サービス事業における通所型短期集中  
予防サービスとして実施

## 第6期計画における介護予防教室参加者 ※1 の健康状態の状況 ※2

	ステップアップ教室		足腰筋力アップ教室		楽しく元気塾	
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
<b>改善</b>	<b>20.0%</b>	<b>18.2%</b>	<b>49.1%</b>	<b>26.7%</b>	<b>33.9%</b>	<b>26.8%</b>
<b>維持</b>	<b>65.0%</b>	<b>77.3%</b>	<b>43.4%</b>	<b>40.0%</b>	<b>56.5%</b>	<b>60.7%</b>
悪化	15.0%	4.5%	3.8%	6.7%	7.8%	10.7%
死亡	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0.0%	0.0%	3.8%	26.7%	1.7%	1.8%

※1 平成 28 年度までは、二次予防事業として要支援・要介護状態となる恐れの高い虚弱な状態にある人を対象として教室を実施した。

※2 介護予防教室参加者への個別調査により把握した数値

## 課 題

教室の参加中は外出や運動の機会が得られることにより、健康に関する意識が高まり体力の向上などみられますが、教室終了後も継続して、運動や外出を習慣化する仕組みがないことが課題となっています。

また、平成 28 年度までは、二次予防事業対象者把握事業（基本チェックリストによる把握）で把握した対象者に対する参加勧奨をしていましたが、平成

## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第3章 (基本目標3) いつまでも元気に暮らせる健康づくり

29年度より、閉じこもり予防教室を除く教室の参加者を一般公募としたところ、運動器の機能向上教室は参加希望者に対し定員が少ない状況であり、認知症予防教室は、一般からの応募が定員に満たない場合もあります。

### 今後の取り組み

第7期計画においては、教室への参加を外出や運動習慣のきっかけとして位置づけ、教室終了後は地域の通いの場、てんとうむし体操活動場所など他の事業につなげるなど、高齢者相談センターと連携しながら、運動や外出を習慣化できるよう、住民の健康づくりを支援していきます。

運動器の機能向上教室は開催場所を増やし、どなたでも参加していただける教室として参加可能な人数を増やし、運動習慣のきっかけづくりとして介護予防に取り組む高齢者の増加に取り組んでいきます。

また、新規の教室参加者を増やすために、広報での周知とともに、ちらしの配布やまちづくり会議、出前講座、老人会などを活用して周知方法の充実を図っていきます。

#### 第7期計画における目標値

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防教室参加者の合計数（実人数）	350人	350人	350人
介護予防教室参加者のうち、地域の通いの場につながった人の人数（実人数）※	50人	50人	50人
介護予防教室参加者のうち、運動習慣化の意識を持っている人の割合※	80%	80%	80%
介護予防教室参加者のうち、生活機能が維持・向上している人の割合※	80%	80%	80%

※介護予防教室参加者への個別調査により把握する数値

## ④てんとうむし体操（転倒予防体操）の実施と普及

## 現状と今後の取り組み

平成 16 年度より、地域における介護予防を推進するため、転倒予防を目的とした習志野市オリジナルの体操である「てんとうむし（転倒無視）体操」を、健康教育の場で実施しています。

また、てんとうむし体操の普及啓発を行う「転倒予防体操推進員」の養成及び活動支援をしています。

転倒予防体操推進員は、町内の集会所や市内の公園等、地域の身近な場所を利用し、住民とてんとうむし体操に取り組んでいます。

平成 20 年度から、さらなる普及を図るため、音楽媒体（CD・カセットテープ）や映像媒体（DVD・VHS）およびカラーリーフレットを作製したほか、イメージキャラクター「てんてんちゃん」を入れた T シャツ・ポロシャツを推進員に配布し、PR 活動に取り組んできました。

平成 29 年度には、高齢者や聴覚障害の人でも体操を行いやすいよう、DVD の字幕編集を行いました。

第 7 期計画においても、地域における介護予防に取り組む人的資源として高齢者相談センターと協力しながら、取り組みを継続します。

## 転倒予防体操推進員地域活動の実績

(各年度末時点)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
活動場所の数（箇所）	38	41	44
転倒予防体操 延べ参加人数（人）	25,390	25,390	30,415

てんとうむし体操イメージキャラクター「てんてんちゃん」



**パブリックコメント用**

第2編 具体的な施策の展開

第3章 (基本目標3) いつまでも元気に暮らせる健康づくり

## 第4章

**(基本目標4) 地域で支え合う仕組みの拡大**

<b>基本施策4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大</b>	
① 生活支援サービス提供体制の整備	P.103
② 高齢者相談員の活動支援	P.106
③ 地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援	P.107
④ 地域住民や地域で活動する事業者による見守り活動の推進	P.111
⑤ 習志野市社会福祉協議会による活動	P.112
<b>基本施策4-2 高齢者の社会参加の促進</b>	
① 高齢者の就業支援	P.114
② 老人クラブ活動の支援	P.115
③ 老人福祉センターの運営	P.116
④ 高齢者の地域交流の支援	P.117
⑤ 生涯学習参加への支援	P.118
⑥ 生涯スポーツ参加への支援	P.119
⑦ バリアフリーのまちづくりの推進	P.120

**パブリックコメント用**

第2編 具体的な施策の展開

第4章 (基本目標4) 地域で支え合う仕組みの拡大

## 基本施策 4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大

今後ますます高齢化が進展する中で、地域の高齢者のニーズは多様化し、要支援者など軽度の支援が必要な高齢者にとって、例えば高齢者の病院受診の付添いや、ごみ出し（粗大ごみ）、サービスの不定期利用など、介護保険サービスだけでは担うことができないサービスや支援の必要性が高くなっています。

これに対して、地域のボランティアなどの地域活力を活かしたサービスの提供体制をつくるが必要になっています。

生活支援コーディネーターが中心となって、地域住民の方々とともに各地域での生活支援サービスのあり方を検討していく協議体を活用する等して、不足するサービスの創出を行います。

### ①生活支援サービス提供体制の整備

#### ●生活支援体制整備事業

##### 現状

要支援者など介護度の軽い高齢者については、IADL（手段的自立度）の低下により生じる日常生活上の困りごとや外出などに対する支援が求められています。

第6期計画においては、習志野市における互助を基本とした生活支援・介護予防サービスを創出するため、地域の資源開発やネットワークの構築、担い手の創出などを行う「生活支援コーディネーター」を、第1層（市内全域）、第2層（日常生活圏域）ごとに配置しました。

また、市内の生活支援サービスに関する情報共有・連携強化の中核となるネットワーク（協議体）として「地域支え合い推進協議会」を設置しました。

高齢者相談員協議会では、平成28年度と平成29年度の2年間にわたり、近隣市の住民主体の支援活動の場に視察に出向き、その活動体制の実際の状況を学習いたしました。こうした学びから、行政と住民とが一丸となって、本市での活動に活かせるよう、今後も協議を継続します。

##### 今後の取り組み

第7期計画では、第1層の生活支援コーディネーターによる支援のもと、第2層に配置した生活支援コーディネーターを中心として、日常生活圏域ごとに協議体を設置し、各圏域におけるネットワークの強化、資源開発に努めます。

また、地域における生活支援のあり方について地域住民と協議を重ね、地域

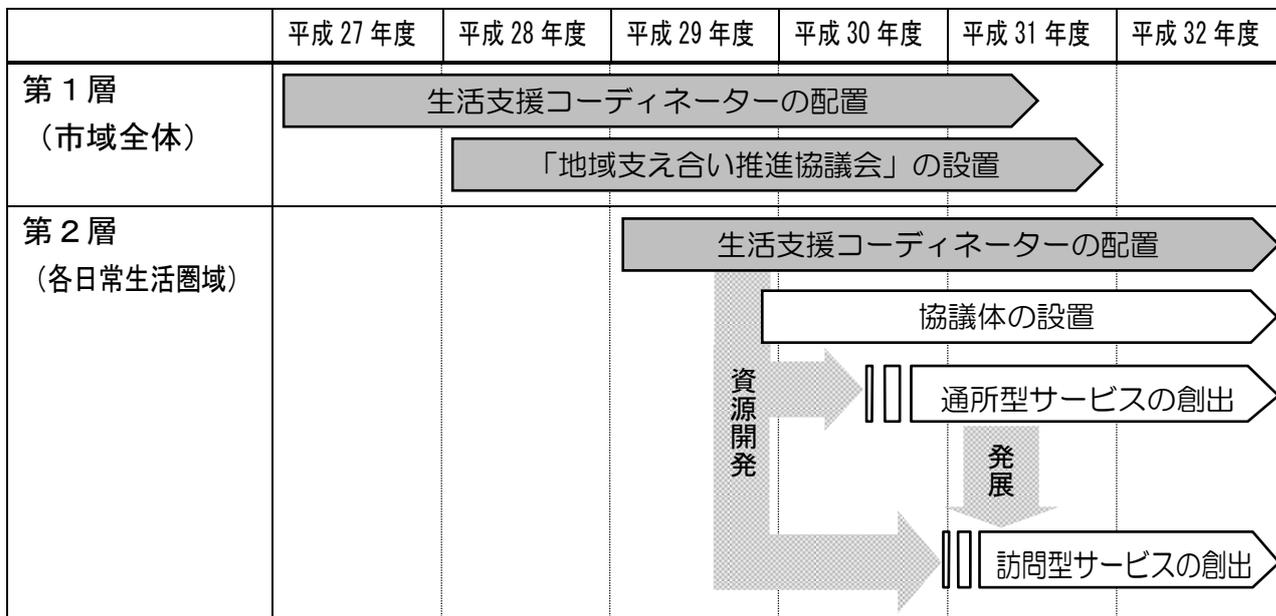
パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第4章 (基本目標4) 地域で支え合う仕組みの拡大

住民が主体となって、通いの場の創出や、生活上の困りごとをお互いにサポートし合えるような仕組みづくりに取り組んでまいります。

第6期～7期計画における生活支援体制整備の工程イメージ



サービスの充実に向けての考え方

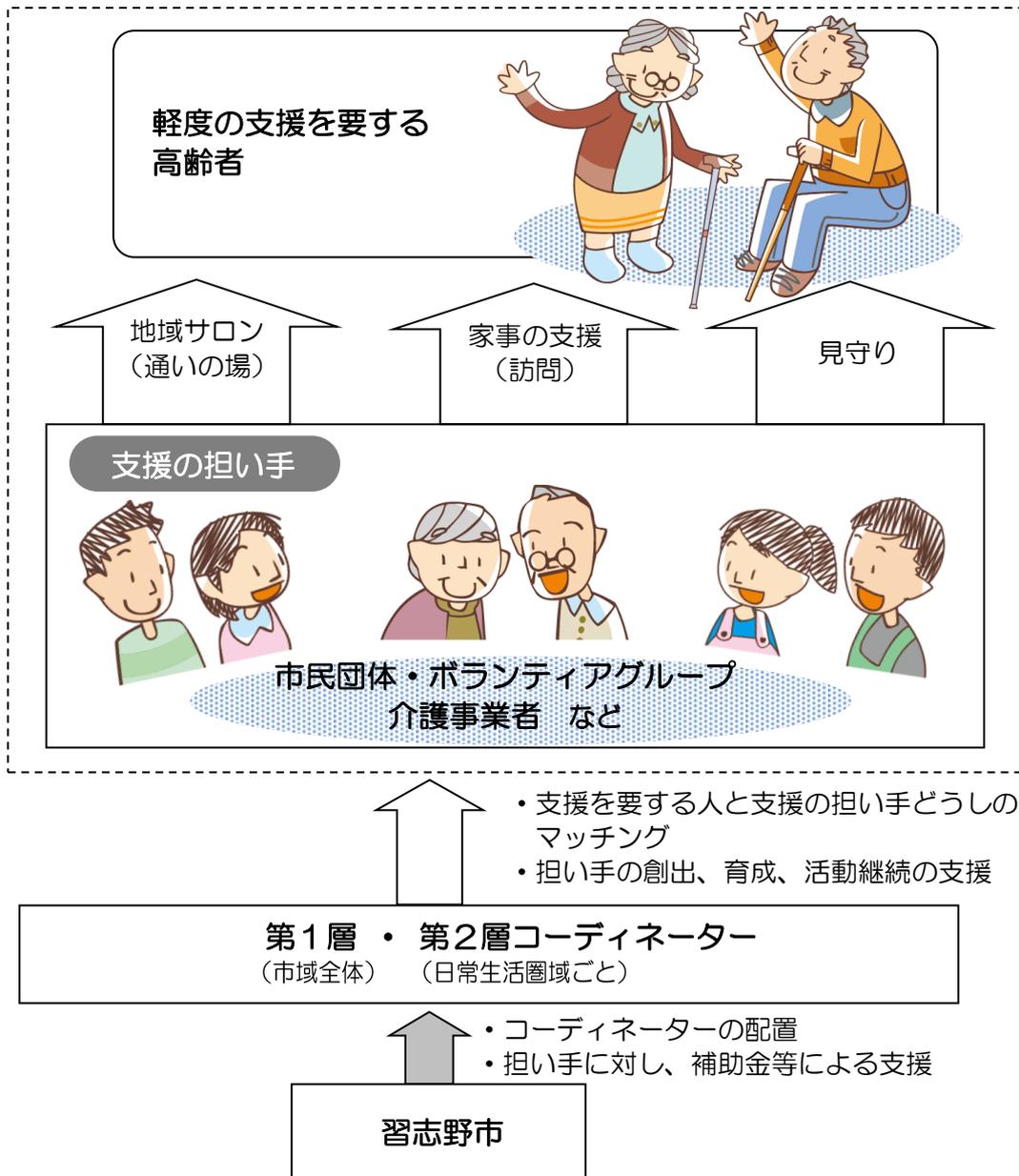
サロンのような通いの場（通所型サービス）において、支え手と利用者が分け隔てのない交流を通じて互いの信頼関係を築いていくなかで、訪問での手伝い（訪問型サービス）の輪が広まり、繰り返しの相互作用で、地域での支え合いの活動が各地域で広まっていくことが、継続的な支援活動へと育っていくという考えのもと、これらの活動に対する支援やコーディネートを行ってまいります。

サービスの充実に関する目標

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所型サービス※を提供する団体数（団体）	5	6	7
訪問型サービス※を提供する団体数（団体）	2	4	5

※介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体のサービス

生活支援体制のイメージ



## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第4章 (基本目標4) 地域で支え合う仕組みの拡大

### ②高齢者相談員の活動支援

#### 現状

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、定期訪問による見守りや福祉制度の案内等を行う高齢者相談員協議会を設置しています。

平成26年度までは定員53名で活動していましたが、高齢者数の増加等に対応するため、平成27年度より定員55名に増員しました。

定期訪問以外にも、避難行動要支援者支援事業等の事業に協力し、地域の高齢者の安全・安心に寄与しています。

高齢者相談員による定期訪問活動実施状況 (年度末時点)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
独居高齢者世帯	1,166	1,103	975
高齢者世帯	158	114	87
日中独居世帯	66	81	94
合計	1,390	1,298	1,156

#### 今後の取り組み

第7期計画においても、取り組みを継続します。

## ③地域で高齢者を支える市民の養成と活動支援

## ●シニアサポーターの養成と活動支援

## 現状

要支援者など軽度の高齢者については、IADL（手段的自立度）の低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められています。

多様な生活支援サービスや介護予防のサービスを提供することができる人材として、シニアサポーターの育成を行うため、平成28年度より「シニアサポーター養成講座」を行っています。

## シニアサポーター養成講座の実績（年度末時点）

	平成28年度
開催期数（期）	2
修了者数（人）	24

## シニアサポーター養成講座のカリキュラム概要（平成28年度）

- ・介護保険制度改正と新しい総合事業について（合計75分）
- ・高齢者の特徴と対応（合計80分）
- ・利用者との接し方について学ぶ（合計275分）
- ・その他（合計35分）
- ・入所施設等での生活援助実習（2日間）

## 今後の取り組みと目標

第7期計画では、養成講座を継続するとともに、養成したシニアサポーターが地域の高齢者の生活の支援ができるよう、地域のボランティアなど必要なサービスの活動に関わっていける体制の整備に努めてまいります。

## 第7期計画における目標

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
シニアサポーター養成講座受講者のうち、 習志野市ボランティア・市民活動センターへ 登録する人の割合	100%	100%	100%

## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第4章 (基本目標4) 地域で支え合う仕組みの拡大

### ●市民後見人の養成と活動支援

#### 現状

認知症等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を利用する場合に、本人に代わり、財産管理や必要な介護サービス等の契約行為をする後見人は、これまで親族や専門職等が担ってきました。

今後、専門職などの担い手の不足といった理由から、地域の中で社会貢献に意欲のある人に、きめ細やかな対応が可能な後見人となっていただく市民後見人の養成が必要となっているため、平成26年度より市民後見人養成講座を開催しています。

#### 市民後見人養成講座の実績 (各年度末時点)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
修了者数(人)	27	13	18

#### 市民後見人養成講座のカリキュラム概要 (平成29年度)

- ・成年後見制度について (合計270分)
- ・後見人の業務について (合計540分)
- ・対象者の理解について (合計270分)
- ・社会福祉制度について (合計490分)
- ・現場実習 (2日間)
- ・その他

#### 今後の取り組みと目標

第7期計画では、養成講座を継続するとともに、平成30年度より常設化する成年後見センターにおいて、市民後見人が後見業務に関する業務に携われるよう支援体制の整備に努めてまいります。

#### 第7期計画における目標

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市民後見人養成講座受講者のうち、習志野市成年後見センターへ登録する人の割合	100%	100%	100%

## ●認知症サポーターの養成

## 現状

認知症の人やその家族が安心して暮らしやすいまちをめざして、地域で見守り支援する認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

事業所での開催や地域での開催など浸透してきていますが、市主催の養成講座の参加者は、約7割が60代以上と若年層の参加が少なく、若年層のサポーターの養成が課題となっています。

## 認知症サポーター養成講座の実績 (各年度末時点)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
市主催	実施回数(回)	2	3	3
	受講者数(人)	135	135	71
	うち60歳以上の受講者(人)	54	82	49
事業所等	実施回数(回)	37	31	29
	受講者数(人)	1,026	1,026	767

## 今後の取り組みと目標

第7期計画では、年間500人のサポーター養成に取り組めます。

養成にあたっては、市内教育機関での取り組みが進むよう、市教育委員会や市内教育機関などと連携し、若年層に対する養成講座の開催に努めます。

また、認知症サポーターの地域での活動を支援するため、フォローアップ研修の充実を図ります。

## 第7期計画における受講者数の目標

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症サポーター養成講座受講者数(人)	500	500	500

## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第4章 (基本目標4) 地域で支え合う仕組みの拡大

### ●キャラバン・メイトの養成と活動支援

#### 現状

「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバン・メイト」を確保するため、高齢者相談センター職員や介護従事者、民生児童委員等に、千葉県が開催するキャラバン・メイト養成研修へ参加していただき、キャラバン・メイトとして活動していただいています。

また、キャラバン・メイトを対象に、活動支援・意欲向上のための研修会として、キャラバン・メイト連絡会を開催しています。

キャラバン・メイト登録者数（平成29年10月10日現在）：94人

### ●転倒予防体操推進員の養成

#### 現状

てんとうむし体操（転倒予防体操）の普及啓発を行う「転倒予防体操推進員」を養成するため、平成27年度から転倒予防体操推進員養成講座を実施しています。

平成28年度には新たに15名が加わり、102名が登録しています。（平成28年度末時点）

転倒予防体操推進員養成講座の実績 (各年度末時点)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規登録者数（人）	—	15	15
転倒予防体操推進員数（人）	84	94	102

#### 今後の取り組み

第7期計画においても、取り組みを継続します。

## ④地域住民や地域で活動する事業者による見守り活動の推進

## 現状

民生委員、高齢者相談員を含む地域住民や、高齢者宅を訪問する機会がある事業者などが、身近な地域に住む高齢者の異変を感じた際に、高齢者相談センターへ連絡・相談することにより、高齢者をゆるやかに見守る「高齢者見守りネットワーク」を推進しています。

これまで、声かけや訪問による見守り活動を支援するツールとして、高齢者に有益な情報を記載したパンフレットや、高齢者相談センター等の通報先一覧を携帯できる「連絡先カード」、簡易温度計を貼付した「熱中症予防カード」といった物品を作成し、配布しました。

また、平成23年5月に発足した「習志野市高齢者見守り事業者ネットワーク」は、発足当時32事業者と協定を締結し、協力をいただけてきました。平成29年9月時点では45事業者に拡大しています。

平成27年度からは、協定を締結した事業者による見守りや高齢者に関する困りごとの対応例などを情報共有し、事業者の連携強化を図るため、「『高齢者見守り事業者ネットワーク』協力事業者連絡会」を年1回開催しています。

## 高齢者見守り事業者ネットワーク協力事業者数 (各年度末時点)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度※
協定締結事業者数	41事業者	44事業者	45事業者

※平成29年度は9月末時点

## 今後の取り組みと目標

第7期計画においても、これらの取り組みを継続します。

「習志野市高齢者見守り事業者ネットワーク」について、事業者の協力を募り、50事業者との協定締結を目指します。

## ⑤習志野市社会福祉協議会による活動

### ●ふれあい・いきいきサロン

#### 現状

地域の人たちが集い食事会・茶話会・おしゃべり・情報交換をはじめ、参加者が先生となって手芸・趣味活動に取り組んだり、親睦を深めるための歌やゲームやレクリエーション活動、世代間交流の行事や健康体操や健康チェックなど、活動の内容は各支部（16地域）により異なり多岐にわたります。16地域のすべての支部で「ふれあい・いきいきサロン」活動を行っています。

参加する方々と運営するボランティアが自由な発想で企画し、自主的に運営する地域の特性を活かしたサロン活動を推進していることが「ふれあい・いきいきサロン」の特色です。

#### 今後の取り組み

地域住民が歩いて行けるより身近な場所で開催している住民同士の交流や仲間づくり、生きがいづくり、閉じこもり予防・介護予防などを行う地域住民の集まりを更に増やしていくことで、地域住民が住み慣れた地域で孤立せずいつまでも安心して生活していける地域づくりにつなげていくことができるのではないかとの思いから、平成30年度から地域住民を対象とした「地域サロン事業」に取り組んでいきます。

### ●三世代交流と思いを届ける出前講座

#### 現状

地域の行事やイベントでの三世代交流、学校等も含めた世代間交流を行っています。

また、この事業とは別に障がいのある人やその家族などで構成されている団体の協力をいただき、「思いを届ける出前講座」を実施しています。

#### 今後の取り組み

習志野市社会福祉協議会のホームページや学校に配布している「福祉図書目録」を活用して、講座の普及に努めます。

また、学校の「福祉教育」や地域の「勉強会」で活用してもらえるよう働きかけを行っています。

**●住民参加型家事援助等サービス事業****現状**

地域の高齢者を中心に、障がい者や子育て中の家庭を対象として、掃除、外出のお手伝い、話し相手等、身体介護等の専門性を要する援助を除いた「日常生活のちょっとした困りごと」を、地域住民同士で助けあうサービスを実施しています。

現在 16 支部中 8 支部で実施しており、1 時間 400～500 円の有償で行われています。

**今後の取り組み**

社会福祉協議会広報紙「ふくし習志野」あるいは、社会福祉協議会ホームページを活用して、この事業を支える協力員を募集していきます。また、ボランティア・市民活動センターとも連携し、養成講座を通じて協力員の発掘・育成を図り、現在この事業を実施していない 8 支部についても実施に向け取り組んでいきます。

また、住民のお困りごとに対応している他の機関の発掘、連携についても検討していきます。

## 基本施策 4-2 高齢者の社会参加の促進

高齢になると心身の機能の低下などから、不安感・孤独感が高まってくる傾向にあります。明るく活気に満ちた高齢社会を実現していくためには、生きがいを見出し、持ち続けることが大切です。

高齢者がこれまで培った知識・技能を活かして地域社会で生かすことが生きがいや地域の活力を生み出し、また、高齢者自身の健康づくり、介護予防にもつながることから、高齢者が性別や年齢を超えて地域の人々と交流し、ともに活動できるよう地域で活躍する場の支援や整備を推進していきます。

### ①高齢者の就業支援

#### ●シルバー人材センター補助事業

##### 現状

定年退職後等の高齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、高齢者の生きがいの充実や高齢者の社会参加の促進を図ることを目的に、公益社団法人習志野市シルバー人材センターに対し補助を行っています。

シルバー人材センターでは、60歳以上で入会した人に対し就業支援を行うとともに、会員の増強活動や就業開拓、普及啓発への積極的な取組により、会員数は増加傾向となっています。

#### シルバー人材センター会員数等の推移 (各年度末現在)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
会員数 (人)	930	938	943
就業率 (%)	94.7	96.8	95.0
契約件数 (件)	2,824	2,899	2,802
延就業人数	107,051	111,116	113,230

##### 今後の取り組み

ますます高齢化が進展する中で、高齢者が持つ知識や技能を活かし、就業を通じて生きがいの充実や活力のある地域社会づくりに寄与できるよう、引き続き支援を継続します。

(参考) シルバー人材センター中期基本計画における達成目標

平成 30 年度末の会員数 : 1,100 人

## ②老人クラブ活動の支援

## ●あじさいクラブ活動事業

## 現状

高齢者の健康維持増進や親睦を目的とした老人クラブの合同組織として「習志野市あじさいクラブ連合会」を組織し、各種スポーツ大会や芸能大会など、会員同士の親睦を図っています。

## 今後の取り組み

高齢者が住み慣れた地域で元気に活動することで地域の活性化につながり、地域社会が豊かになることが期待されるため、第7期計画においても、引き続き老人クラブ活動への支援を継続していきます。

## 市内老人クラブ数及び会員数 (各年度4月1日現在)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
クラブ数	50	50	50
会員数(人)	2,428	2,417	2,377

## あじさいクラブ連合会主催事業の参加状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
高齢者スポーツ大会	501	479	490
グラウンドゴルフ大会	196	152	171
パークゴルフ大会	200	163	135
ペタンク大会	42	68	70
芸能大会	755	753	737

## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第4章 (基本目標4) 地域で支え合う仕組みの拡大

### ③老人福祉センターの運営

#### 現状

習志野市では2か所の老人福祉センター（老人福祉センターさくらの家、高齢者福祉センター芙蓉園）を設置し、指定管理者による運営を行っています。

現在は指定管理者制度の導入から10年以上が経過し、指定管理者による運営が定着し、健康づくりや各種講座の開催といった法人独自の取り組みが好評を得ています。

#### 今後の取り組み

社会参加・仲間づくりにより生きがいを持って日常生活を営むことや、運動の習慣の継続などにより、心身の機能を維持し、要支援・要介護状態を予防することも期待されます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体の通いの場や、介護予防教室の開催場所として活用することも可能であるため、第7期計画においても運営を継続します。

#### 老人福祉センターの利用実績

(各年度末時点)

	老人福祉センターさくらの家			高齢者福祉センター芙蓉園		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般利用者数(人)	60,129	56,319	58,931	49,396	51,816	59,383
団体利用数(人)	998	827	824	598	3,654	2,577

## ④高齢者の地域交流の支援

## ●高齢者ふれあい元気事業

## 現状

高齢者を敬愛し、多世代による地域交流を促進することを目的に、地域や町会等が主催する各種事業（地域まつり、高齢者を交えた交流会など）に対し、補助金を交付しています。

事業開始以来、約8割の町会等で実施され、高齢者と地域の交流を図るための取組として活用されています。

高齢者ふれあい元気事業実施状況 (各年度末時点)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全体町会数	250	249	252
実施町会数	201	200	202
実施率(%)	80.4	80.3	80.2

## 今後の取り組みと目標

今後も町会等において積極的に本事業が取り組まれるよう、引き続き補助をしていくとともに、未実施の町会等についても実施してもらえよう努め、実施率の向上を目指します。

## 第7期計画における目標

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
高齢者ふれあい元気事業を実施する町会の割合(%)	81.0	82.0	83.0

## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第4章 (基本目標4) 地域で支え合う仕組みの拡大

### ⑤生涯学習参加への支援

#### 現状

市内7公民館では、60歳以上の人を対象とした「寿学級」をはじめ、各種講座を開講しています。寿学級は高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、毎週水曜日に開催され、年間延べ6,000人の学級生が一般教養やレクリエーション等の学習を通し、親睦を図っています。また、多様化するニーズに対応したテーマや、退職後のいわゆる「前期高齢者」をターゲットとした地域参加のための講座にも取り組んでいます。

生涯学習のまちづくりを实践する地域学習圏会議は、市内7公民館それぞれの地域の特色を活かした活動を展開しており、世代を超えた人々が交流・参加する場となっています。

市民カレッジは平成7年度から開講し、高度化する市民の学習ニーズに応えてきました。平成25年度より「学びの成果を地域で活かす」ことを目標とした新カリキュラムで実施しており、座学より実践的な体験学習を中心に展開しております。平成28年度までの卒業生は1,668名にのぼります。

#### 今後の取り組みと目標

公民館の講座については、地域の高齢者、特に前期高齢者の参加を促進するため、多様化するニーズに応えられる魅力的な講座や学習内容の拡充に努めていきます。

市民カレッジについては、新カリキュラムの実施と受講者アンケートの結果を踏まえ、学習内容の拡充を図ります。アンケート調査の結果によると、受講生は概ねカリキュラムに満足をしていることから、市民カレッジホームページの作成を進め、受講生募集の周知や日々の活動内容のPRに努めます。

#### 第7期計画における目標

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
寿学級 年間延べ参加者数(人)	6,000	6,000	6,000
市民カレッジ 受講生数(人)	60	60	60

## ⑥生涯スポーツ参加への支援

## 現状

スポーツ推進委員が主催する「スポーツ奨励大会」や市民スポーツ指導員が企画・運営する「地区活動」において、高齢者が参加しやすいスポーツイベントが開催され、多くの人に参加しています。

また、行政と協働で立ち上げた3つの総合型地域スポーツクラブにおいては、多くの高齢者が会員として活動し、スポーツを通じた健康づくりはもちろん、地域の人とのコミュニケーションづくりに役立っています。

さらに、(公財)習志野市スポーツ振興協会では、高齢者のニーズに応じたプログラムや取り組みやすい運動メニューを提供しています。

## 生涯スポーツ参加状況

(各年度末時点)

	平成27年度	平成28年度
総合型地域スポーツクラブ(3クラブ)の60歳以上の会員数(人)	424人	397人
スポーツ奨励大会(歩け歩け大会)の60歳以上の参加者数(人)	137人	58人※

※平成28年度は雨天により参加者数が減少した

## 課題

平成27年度に実施した「習志野市スポーツ・運動に関する市民アンケート」によると、高齢者のスポーツ・運動の実施率は他の年代に比べて、高いことがわかっています。ただし、普段運動する人やイベントや行事への参加者は固定化している傾向があり、いかに普段運動していない高齢者の参加につなげられるかが課題です。

そのため、新たな参加機会の拡充や魅力あるプログラムの提供を図り、さらには高齢者の交流の場、生きがいの場として整備・拡充に取り組んでいく必要があります。

## 今後の取り組みと目標

今後も継続して、高齢者が参加しやすいプログラムやイベントを企画し、高齢者が積極的に取り組み、楽しむことができるよう関係各課やスポーツ推進団体と連携を図り、支援します。

## パブリックコメント用

第2編 具体的な施策の展開

第4章 (基本目標4) 地域で支え合う仕組みの拡大

### 第7期計画における目標

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総合型地域スポーツクラブ(3クラブ)の60歳以上の会員数(人)	438人	452人	466人
スポーツ奨励大会(歩け歩け大会)の60歳以上の参加者数(人)	145人	150人	155人

## ⑦バリアフリーのまちづくりの推進

### 現状

高齢者・障がい者等の移動が困難な人が、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に対応した整備を推進するため、平成17年3月に策定した「交通バリアフリー基本構想」を発展的に見直し、平成26年10月に「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定いたしました。

「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想」の基本理念を「誰もが心身ともに快適に移動できる やさしいまちづくり」とし、心のバリアフリー(障がい等に対する正しい理解や支援体制の充実等)とハード面の整備(駅やバス・タクシー、歩道、信号機等のバリアフリー整備)により、安全に・安心して外出や施設利用ができる環境をつくり、心身ともに健やかにくらすことができる、やさしいまちづくりを進めています。

### 今後の取り組みと目標

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想において重点整備地区に選定した3地区「JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区」「京成津田沼駅周辺地区」「JR新習志野駅周辺地区」について、平成37年度を目標年度とする本基本構想に基づいた「習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画」により、一体的なバリアフリー整備を図ります。

また、重点整備地区以外の地区についても、高齢者や障がい者等が円滑に通行できるよう、道路や公共施設等の新設・改築にあわせて、順次バリアフリー整備を推進します。

## 習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画における目標

- |  |
|--|
| <p>① 当該地区内の主要施設を結ぶ経路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき経路である「生活関連経路」について、障がい者誘導用ブロック設置や歩道の段差改善を推進すると共に、バリアフリー対応信号機整備を促進します。(平成37年度 整備率100%)</p> |
| <p>② 公共交通機関について、バス停へのベンチ等の設置、ノンステップバス車両や福祉タクシー車両の導入を促進します。(平成32年度 ノンステップバス導入率70%)</p>  |

**パブリックコメント用**

第2編 具体的な施策の展開

第4章 (基本目標4) 地域で支え合う仕組みの拡大

## 第5章 各施策の個別目標のまとめ

### 基本目標1 自分に合った生活場所と介護サービスの充実

指 標	第7期計画の個別目標		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>基本施策1-1 介護サービス等の提供体制の整備</b>			
特別養護老人ホームの新規整備状況	1施設（100床）整備に着手		
認知症グループホームの定員数	179人（新規整備分：36人）		
小規模多機能型居宅介護と複合型サービスの合計定員数	116人（新規整備分：58人）		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所数	1事業所（新規整備分：1事業所）		
<b>基本施策1-2 高齢者の住まいの確保</b>			
高齢者向け住まいの量	65歳以上人口の3%		
<b>基本施策1-3 介護サービスの質の確保</b>			
市指定介護事業者に対する実地指導の実施	定期的に実施	定期的に実施	定期的に実施
施設・居住系、通所系サービス事業所への介護相談員の派遣	実施	実施	実施
<b>基本施策1-4 介護給付の適正化</b>			
介護認定の適正化	実施	実施	実施
実地指導実施事業所数	10事業所	10事業所	10事業所
ケアプラン点検件数	100件	100件	100件
住宅改修等の点検	実施	実施	実施
縦覧点検・医療情報との突合	実施	実施	実施
介護給付費通知の通知件数	21,200件	24,404件	25,044件

## 基本目標2 安定した日常生活のサポート

指 標	第7期計画の個別目標		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>基本施策2-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営</b>			
第三者評価の実施状況	—	実施	—
<b>基本施策2-2 介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防・生活支援サービス事業）</b>			
住民主体による訪問型サービスを提供する団体数	2団体	4団体	5団体
住民主体による通所型サービスを提供する団体数	5団体	6団体	7団体
<b>基本施策2-3 医療と介護の連携体制の構築</b>			
医療介護連携の総合相談窓口の設置状況	設 置	設 置	設 置
医療・介護関係者の研修の実施状況	実 施	実 施	実 施
地域住民への普及啓発の実施状況	実 施	実 施	実 施
<b>基本施策2-4 認知症施策の推進</b>			
認知症初期集中支援チームによる介入・対応件数（実件数）	12件	16件	20件
<b>基本施策2-5 高齢者の見守り</b>			
習志野市SOSネットワークにより発見できない行方不明高齢者の数	0人	0人	0人
<b>基本施策2-6 高齢者の権利擁護</b>			
成年後見センターによる法人後見の新規受任件数	5件	5件	5件

## 基本目標3 いつまでも元気に暮らせる健康づくり

指 標	第7期計画の個別目標		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>基本施策3-1 成人期から取り組む健康づくり</b>			
特定健康診査の受診率	35%	36%	37%
高齢者等実態調査結果で、1年以内にがん検診を受けたと回答した人の割合（40歳～64歳）	—	50%	—
高齢者等実態調査結果で、1年以内にがん検診を受けたと回答した人の割合（65歳以上）	—	50%	—
<b>基本施策3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）</b>			
介護予防推進事業者登録制度登録事業所数	2事業所	3事業所	4事業所
介護予防教室参加者の合計数	350人	350人	350人
介護予防教室参加者のうち、地域の通いの場につながった人の人数	50人	50人	50人
介護予防教室参加者のうち、運動習慣化の意識を持っている人の割合	80%	80%	80%
介護予防教室参加者のうち、生活機能が維持・向上している人の割合	80%	80%	80%

## 基本目標4 地域で支え合う仕組みの拡大

指 標	第7期計画の個別目標		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>基本施策4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大</b>			
住民主体による通所型サービスを提供する団体数	5団体	6団体	7団体
住民主体による訪問型サービスを提供する団体数	2団体	4団体	5団体
シニアサポーター養成講座受講者のうち、習志野市ボランティア・市民活動センターへ登録する人の割合	100%	100%	100%
市民後見人養成講座受講者のうち、習志野市成年後見センターへ登録する人の割合	100%	100%	100%
認知症サポーター養成講座受講者数	500人	500人	500人
高齢者見守り事業者ネットワーク協力事業者数	50事業者		
<b>基本施策4-2 高齢者の社会参加の拡大</b>			
シルバー人材センター会員数	1,100人	—	—
高齢者ふれあい元気事業を実施する町会の割合	81%	82%	83%
寿学級 年間延べ参加者数	6,000人	6,000人	6,000人
市民カレッジ 受講生数	60人	60人	60人
総合型地域スポーツクラブ(3クラブ)の60歳以上の会員数	438人	452人	466人
スポーツ奨励大会(歩け歩け大会)の60歳以上の参加者数	145人	150人	155人
公共交通機関におけるノンステップバス導入率	—	—	70%